

令和5年 第4回真狩村議会定例会会議録

○開会及び閉会

開会 令和5年12月14日 午前10時00分

閉会 令和5年12月14日 午後3時53分

○出席議員（8名）

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	山田 浩二
企画情報課長	西田 恵治	住民課長	松枝 主範
税務課長	高橋 和義	産業課長	八丁 幸一
建設課長	加藤 克博	会計管理者	谷口 安
保育所長	酒井 秀利	教育次長	釜野 克己
農業委員会事務局長		代表監査委員	印南 正治
	北野 一志		

○出席議会事務局職員

事務局長	馬淵 拓哉	書記	森 妙子
------	-------	----	------

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 教育行政報告
- 5 一般質問
- 6

認第1号	令和4年度	真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	令和4年度	真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3 号 令和 4 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 令和 4 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 令和 4 年度 真狩村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 令和 4 年度 真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算特別委員長報告

7 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算（第 8 号））

8 議案第 1 号 真狩村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

9 議案第 2 号 真狩村公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

10 議案第 3 号 簡易水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

11 議案第 4 号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について

12 議案第 5 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

13 議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部改正について

14 議案第 7 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

15 議案第 8 号 真狩村特別会計条例の一部改正について

16 議案第 9 号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について

17 議案第 10 号 真狩村手数料徴収条例の一部改正について

18 議案第 11 号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

19 議案第 12 号 令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算（第 9 号）

20 議案第 13 号 令和 5 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

21 議案第 14 号 令和 5 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

22 議案第 15 号 令和 5 年度 真狩村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

23 議案第 16 号 令和 5 年度 真狩村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

24 閉会中の所管事務調査の申出について

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10:00 開会	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいまの出席議員数は、8人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回真狩村議会定例会を開会いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
日程1	〃	<p>日程 1</p> <p>会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番 大町徹君及び、6番 福田恵子君を指名いたします。</p>
日程2	〃	<p>日程 2</p> <p>会期の決定についてを議題とします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から12月15日までの2日間をしたいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって会期は、本日から12月15日までの2日間に決定しました。</p>
	〃	<p>諸般の報告を行います。</p> <p>第1に、本定例会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、真狩村監査委員から、令和5年10月分、11月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、総務産業常任委員長から、委員会所管事務調査の報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、議員の派遣について、別紙のとおり議員を派遣したので、報告します。</p> <p>次に、本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配布しております。</p>
日程3	〃	<p>日程 3</p> <p>行政報告を行います。</p> <p>これを許します。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	村 長 (岩原清一)	<p>村長 岩原清一君</p> <p>令和5年第4回真狩村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中御出席を賜り、本定例会が開催できますことに対して、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>それでは、第3回定例村議会以降における諸般の行政について御報告を申し上げます。</p> <p>○農畜産物の生産状況について</p> <p>お手元の資料を御覧ください。</p> <p>本年の春耕作業は、天候にも恵まれ、おおむね順調に推移しましたが、7月の記録的な猛暑・干ばつの影響で馬鈴薯・大根などの根菜類の肥大が進まず、形状不良がありました。また、小豆では虫害による被害が発生しておりました。その後も安定した気象にならず、猛暑の影響から馬鈴薯では腐敗、ブロッコリーの黒すす病の発生、人参では降雨の影響によりひび割れや腐れが発生し、野菜全般において軟腐が散見されるなど影響が出ておりました。</p> <p>基幹作物の品種・収量につきましては、馬鈴薯は高温、干ばつにより、そうか病の発生や発芽などの影響があり、収量は減収となりましたが、価格についてはやや高値となっております。</p> <p>人参・大根は、収量が全道的にも少なかったことから相場は高かったものの、経費の増加により収入は平年並みとなっております。</p> <p>てん菜は、7月末までは順調に生育したものの、褐斑病等が散見され収量減となり、糖分は低く産糖量が減収となっております。</p> <p>小麦は、日照時間が長かったこと、適期に収穫ができ、大きな倒伏もなかったことから、昨年より増収となっております。</p> <p>大豆・小豆は、草丈が伸びたものの、莢数や粒度が小さかったこと、収穫時期にも気温が下がらず、莢・茎が上がらず、収穫の遅れから減収となっております。</p> <p>ゆり根は、あんこ症は少ないが、さび症は多くなり、収量は平年並みとなりました。コロナの影響はほぼ無くなり、消費も回復し相場は高値の状況となっております。</p> <p>生乳生産は全道的に猛暑の影響から生産量が著しく減少しておりますが、個体販売では初妊牛の相場は回復傾向で、年明けに分娩の牛や猛暑による牛の更新も予想され、相場は若干高めの取引が予想されております。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>また、昨年に引き続き、生まれたてのホルスタインの雄は、肥育にかかるエサ代の高騰により買い手が付かないほど逼迫しており、黒毛和牛についても同様に、肥育購買者がエサ代の高騰により、素牛購入価格を低く設定しており、畜産全体の飼料費の高騰、個体販売の減収と非常に厳しい状況となっております。</p> <p>農家の皆様には、猛暑による農作物等への影響や、昨年からの世界的な穀物需要の増加やウクライナ情勢による、化学肥料・配合飼料などの農業資材の価格高騰に加え、燃料や電気代の値上がりによる経費の増加に伴い、昨年を上回る厳しい年となったことと思っておりますが、1年間の御苦労に対しまして深く敬意を表したいと思っております。</p> <p>○令和4年度後志広域連合各会計の決算概要について お手元の資料を御覧ください。</p> <p>令和4年度各会計決算について、去る11月20日に第2回後志広域連合議会定例会が開催され、承認されております。</p> <p>各会計の決算概要について説明いたしますが、決算額等について千円単位とさせていただきます。</p> <p>一般会計の決算額は、歳入総額2億16万1千円、歳出総額1億9,443万8千円で、歳入歳出の差引額は572万3千円となりました。</p> <p>歳入の各町村からの負担金は、1億1,544万8千円で、そのうち本村分は526万3千円となりました。</p> <p>主要な事務である滞納整理事務では、捜査回数5回、預貯金・給与・財産の差押え件数は117件で、徴収額は3,280万5千円となり、徴収率は58.45%でありました。</p> <p>本村分については、4件73万6,200円の引受額に対して、収納額が63万2,000円となり、徴収率は85.84%になっております。</p> <p>国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額71億7,100万8千円、歳出総額70億4,321万8千円で、歳入歳出の差引額は、1億2,779万円となりました。</p> <p>歳入の各町村からの保険税である分賦金は、20億5,438万4千円で、そのうち本村分は1億1,684万3千円となりました。</p> <p>歳出の保険給付費は、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控えが緩和され、前年度より2億1,583万1千円増額の46億1,355万4千円となりました。</p> <p>介護保険事業特別会計の決算額は、歳入総額67億8,610万8千円、歳出総額64億194万9千円で、歳入歳出の差引額は、3億8,415万9千円</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>となりました。</p> <p>歳入の保険料は、11億928万6千円で収納率は99.4%となりました。そのうち本村分は4,565万1千円で、徴収率は99.95%となっております。</p> <p>歳出の介護給付費は54億592万5千円で、居宅及び施設入所に係るサービス等への支出等は前年度より減少となりました。</p> <p>介護保険第1号被保険者数は、令和5年3月末で17,734人と前年度より299人減少し、要介護・要支援認定者については、年間で133人減少し、令和5年3月末で、真狩村の170人を含む3,626人が認定を受けました。</p> <p>後志広域連合は、各関係町村の負担金を主要な財源として運営されており、今後も広域化のメリットを最大限に生かし、最小の経費で最大の効果を上げるよう、効率的効果的な行政運営に期待するものであります。</p> <p>○経済対策について</p> <p>エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援として、国の臨時交付金を活用しながら、本年度は低所得世帯支援事業や水道料金、給食費の減免や畜産農家支援などの経済対策を行ってまいりましたが、長引く物価高騰による村民の家計負担軽減のために、追加支援を予算計上いたしております。</p> <p>まず、物価高騰の影響が大きい非課税世帯には、1世帯当たり7万円を追加支給する低所得世帯支援事業を行います。</p> <p>次に、医療施設や介護施設を運営する法人に対しては、高騰する電気・エネルギー等の経費負担を軽減するため、医療施設等エネルギー高騰対策事業を行います。</p> <p>また、電気料高騰対策として、6か月分の平均的な値上げ額に相当する1万円を全世帯に給付する電気料高騰対策支援給付金事業を行います。</p> <p>高校3年生以下の子どもを扶養する世帯には、子育てに要する経費の負担軽減を図るため、扶養する子1人当たり1万5千円を支給する子育て応援給付金事業を行うなど、生活の実情に合わせた、必要な支援を実施しながら、村民の皆様の負担軽減が図られるよう取り組んでまいります。</p> <p>○羊蹄山ろく消防組合50周年について</p> <p>羊蹄山ろく消防組合は、高度な専門知識と技術を持った職員の育成と、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>相互応援、共同組織による業務の効率を図るため、昭和46年10月から倶知安、蘭越、ニセコ、真狩、留寿都、喜茂別、京極の7か町村での組合消防設立に向けて協議を重ね、昭和48年4月1日に広域消防組織として設立されました。</p> <p>この度50周年の節目を迎え、11月18日に倶知安町において、記念式典が開催されました。式典では、これまで組合に多大なる貢献をされた羊蹄医師会に対して感謝状が贈られたほか、消防職員による意見発表、少年防火クラブの活動発表などを行いました。そして、今後の消防防災体制の一層の充実強化と地域住民の生命、身体、財産を守ることが、消防の使命であることへの決意を改めて確認をいたしました。</p> <p>○倶知安厚生病院に係る第2期整備事業の状況について</p> <p>倶知安厚生病院第2期整備事業の進捗状況については、精神神経科病棟1階の改修工事に着工し、令和4年7月までに精神作業療法などの一部機能を2階、3階へ移転させました。</p> <p>また、北棟及び保育所棟の解体工事は同年11月に終了し、北棟にあった院長室や総務課などの管理機能を改修が完了した精神神経科病棟の1階に移転させました。また、保育所は他の所有施設を改修し、一時的に移転をしております。</p> <p>現在は、増改築棟の建設工事中となっており、工事の進捗状況は、建築主体で2.4%、電気設備で1.25%、機械設備で1.05%と全体で1.95%、約2週間の工期の遅れはありますが、令和6年11月のリニューアルオープンに向けて、土曜開所作業や時間延長により遅れの対応を行っているところでございます。</p> <p>また、西棟、中央棟、東棟の解体工事は令和6年11月に着工、令和7年10月の終了を予定しているほか、駐車場等の外構工事は、令和8年4月着工、同年8月に終了予定となっており、現在のところ工期の変更はございません。</p> <p>また、倶知安厚生病院の増改築工事の契約に関して、昨今の建築資材の高騰やウクライナ情勢の悪化、急激な円安等の影響により、工事を行っている施工業者から北海道厚生連に対して、工事費の増額要請があったことについて、倶知安厚生病院第2期整備推進協議会正副会長に説明がありました。</p> <p>今般の社会情勢により、工事費への影響は今後もあり得ることから、「倶知安厚生病院第2期整備費用に対する協定書」に基づき、協議会において状況を見極めながら、今後の協議を重ねていくことといたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 4		今定例会には、専決処分による承認 1 件、条例の制定、改正及び廃止 11 件、令和 5 年度一般会計及び特別会計補正予算 5 件の計 17 件の議案を提案させていただいておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。
	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これで、行政報告は終わりました。
	〃	日程 4 教育行政報告を行います。 これを許します。 教育長 齋藤信之君
	教 育 長 (齋藤信之)	令和 5 年第 4 回真狩村議会定例会の開催にあたり、前回御報告させていただいた以降の教育行政について、御報告申し上げます。 例年 12 月から 3 月にかけて流行するインフルエンザが、今シーズンは散発的に発生しており、例年より早いペースで増加傾向がみられています。 道内では既に警報レベルを超えており、倶知安保健所管内でも 11 月以降に急増している状況にあります。村内では、小学校で 10 月、11 月にそれぞれ 1 学級ずつ、学級閉鎖の措置を取りましたが、その後、集団発生には至っておりません。今後も、感染症への警戒を緩めることなく、基本的な対策を継続しながら教育活動を推進してまいります。 はじめに、学校教育について報告いたします。 小学校での「学習発表会」、中学校での「学校祭」が行われました。コロナ禍を経て、学校行事の在り方が見直され、全てを元に戻すのではなく、子どもにとっての意義を問い直し、新しい形での学校行事を作り上げていくことが求められています。練習に多くの時数を割いた時代もありましたが、現在は日常の学習の延長線上として捉え、その上で、自己実現を図るとともに集団の結び付きを強め、学校生活への意欲の向上を

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>目指すものとなっています。両校における今回の発表も、そのことを踏まえた内容となっております。</p> <p>後志教育局義務教育指導監による学校経営指導訪問を要請し、教育長同席のもと、小・中それぞれの学校経営や課題解決の進捗状況等について協議をし、今後に向けた助言をいただきました。</p> <p>小学校、中学校がそれぞれに授業を公開し、相互に学び合う機会を持つことができました。両校とも、一人一台端末を有効に活用して自分の学びに向かう子どもたちの姿が見られていました。授業後は、後志教育局指導主事からの助言や参観者同士の協議により、子どもを主語にした授業づくりについて協働的に学び合うことができました。今後も、小中一貫の道筋の中で、一層の授業改善を進めてまいりたいと思います。</p> <p>真狩高校におきましては、「スイーツコンテスト」の3連覇に続き、「パン甲子園」においても3年連続となるグランプリを受賞した他、北海道経済連合会と北洋銀行が初めて企画した「米粉スイーツコンテスト」において、全86作品の中から見事に大賞を受賞しました。時期はまだ未定ですが、今後、石屋製菓による商品化が予定されています。</p> <p>また、ウイングベイ小樽で開催されたOtaruスイーツフェスタに5名の生徒が臨み、ケーキや焼菓子の販売を行っております。1日限りの出店となりましたが、数ある有名店が出店する中で、この日の売上げは全体で第2位を誇るものとなりました。</p> <p>このように、マスコミにも大きく取り上げられる活躍を残している真狩高校です。9月には後志教育局長が、10月には本庁の学校教育監がそれぞれ視察に訪れ、子どもたちの頑張りや先生たちの指導の確かさを大いに評価していただきました。</p> <p>また、過日発表された製菓衛生師の国家試験では、15名の受験者のうち13名が合格を果たしております。</p> <p>個別の課題への教育支援については、各家庭との連携のもとに個々の状況を捉えた支援を継続しているところです。</p> <p>不登校は問題行動ではなく、自責の念に苦しむ児童生徒や負い目を感じている保護者の苦しみを和らげ寄り添いながら支援することが重要と考えます。オンライン授業の実施や教育支援センター「まっかりクラブ」での学習で学びの保障に努めている他、スクール・カウンセラーによる児童生徒・保護者・教職員へのカウンセリング、また、カウンセリングルーム「談」での教育相談などを継続しているところです。</p> <p>次に、社会教育について報告いたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>心身の健康と技術の向上、よりよい友達関係の構築等を狙いとして「村内小学生卓球大会」を開催しました。9名の参加でしたが、団体戦、個人戦とも、熱戦が繰り広げられ、学校以外で親交を深めるよい機会となったと思います。</p> <p>コロナ禍のために、令和元年を最後に休止が続いていた「真狩村総合文化祭」を4年ぶりに開催することができました。</p> <p>コロナ禍の中で各サークル活動が休止となり、文化団体協議会から退会するサークルが複数ある中で運営が懸念されましたが、作品の展出に御協力いただいた保育所や各学校、村内婦人部、各サークルの他、個人として御協力いただいた方々のおかげで、久しぶりの文化祭を成功裏に終えることができました。</p> <p>真狩村子どもたちの読書活動推進委員会主催による「真狩村読書推進月間 2023」が展開され、子ども映画上映会、特別展示、真狩村読書まつり等のイベントが行われました。公民館大ホールでの読書まつりでは、本の森コーナー、読み聞かせ劇場、本のクイズ、本のアルバム達成者の表彰等を行い、目を輝かせて参加する子どもたちの姿が見られておりました。</p> <p>文化財保護審議会兼羊蹄ふるさと館運営協議会を開催し、本年度の夏季開館と移動展示についての報告、並びに次年度の事業計画の概要や文化財の収蔵について協議をいたしました。</p> <p>今季の開館期間中の入館者数は231名、1日当たり33名の来館となりました。</p> <p>また、八洲秀章氏が使用していたバイオリンをはじめ、サイン入りの楽譜や書簡等、新たな寄贈申請のあった34点について台帳登録の上、収蔵することを決定いたしました。</p> <p>最後になります。一昨日、真狩村学校運営協議会を開催し、いよいよ本村にコミュニティ・スクールを導入いたしました。コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、学校運営協議会の役割や権限が明確化されており、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の当事者として、自立した学校と対等な立場で継続して学校運営に関わることができます。</p> <p>課題を共有し、組織的な連携や協働体制をつくり上げ、子どもたちの健やかな成長と明るい未来に向けて、ともに行動する仕組みとして機能させていきたいと思っております。</p> <p>以上、教育行政報告とさせていただきます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 5		<p>今後も、村議会をはじめ、地域住民・教職員各位の御理解と御協力を賜り、教育行政を推進してまいりますので、引き続きよろしくお願いたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これで教育行政報告は終わりました。</p>
	〃	<p>日程 5 一般質問を行います。 順番に発言を許します。 4番 佐々木義光君</p>
	4 番 (佐々木義光)	<p>それでは、通告によりまして、一般質問いたします。 質問事項につきましては、農業労働力の確保についてです。 野菜生産地の本村にとって、農業労働力の確保は重要であり、持続可能な農業を実践する上でも重要な取組です。 ようてい農協では、デイワーク等、農業バイトについて取り組んでおりますが、本村においても農家求人情報サイト等を活用しながら農業労働力の確保について取り組む必要があると思っておりますので、今後の進め方についてお伺いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>答弁 村長</p>
	村 長 (岩原清一)	<p>佐々木議員の御質問にお答えいたします。 現在の日本は、世界でも有数の少子高齢化社会であり、多くの産業や業種において、労働力不足が深刻化しております。中でも農業は、少子高齢化の影響を受けやすく、その上、後継者の不足と新規就農者の減少も相まって、人手不足が一段と深刻さを増しております。 農業を基幹産業としております本村にとっても重要な課題の一つと考えております。 雇用対策として、後志総合振興局では『しりべし「まち・ひと・しご</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>と」マッピングプラン』及び『Shiribeshi グローバル人材育成プラン』を地域と一体となって推進するため、管内のリゾート企業、農業協同組合、市町村、後志教育局とタイアップ協定を締結しているところです。</p> <p>後志エリアのリゾート施設には、冬期には毎年 1,000 人近く道外及び海外からの若者がやって来て働いておりますが、その多くは、春になると帰ってしまいます。</p> <p>一方で、農業生産者は慢性的な人手不足・担い手不足に困っており、そこでこのマッピングプランは、冬期に後志エリアに来てくれた多くの若者に対して、夏期の仕事を紹介することによって、通年で後志に滞在をしてもらい、移住・定住につなげようとする施策でございます。</p> <p>この施策において、人手不足の解消のため、ようてい農協ではホームページを利用して、農家の働き手を募集しております。</p> <p>ちなみに、ようてい農協全体では今年度、10月30日現在で求人は79件ほどあり、そのうち、真狩の農業者は30件ほどでありました。</p> <p>真狩村といたしましても、今後、この取組に協力を行ってまいりたいと考えておりますが、具体的には、真狩村のホームページを利用して、真狩村で働きたい方のために、求人情報がようてい農協のサイトにリンクするようにしたり、農業以外にも商工業者も含め、ハローワークのサイトにリンクするようにし、利用促進を図り、農業等の労働力不足が少しでも解消できるよう、ようてい農協など関係機関と協力をしてまいります。</p> <p>また、「デイワーク」の農業求人アプリにつきましては、生産者が掲載した1日単位の仕事に対して、求職者が直接応募を行うシステムですが、ようてい農協では利用拡大のため、農業者や求職者に対しまして、来年チラシを配布しPR活動を行うこととしておりますので、今後、要請等がございましたら、村としてもそのタイアップ事業に協力をしてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>今後は、働く人の確保と併せて、住む場所等について側面的な支援も必要かと考えておりますので、検討していきたいというふうに考えております。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 4 番 (佐々木義光)</p>	<p>佐々木義光君</p> <p>ただいまの答弁で、振興局とタイアップしていると、また、現状農業生産においては、慢性的な人材不足の状況であり、それを解消すべく、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>JA のサイトにリンクしながら進めていきたいということですが、農業労働力のこの情報というのは、非常に細部に渡って広範囲で、一部の自治体だけでとり進めるのはなかなか難しいと思います。この重要な情報を更に活用していくためには、雇用労働力に関する協議会のような形を農協と行政で作って、その中で取り組んではどうかというふうに考えます。</p> <p>農業労働力の情報は、広範囲になりますけれども、例えば、ある農業者が雇用労働力が急に不足したりして、うまく回っていかないような場合も考えられますけれども、そういう緊急的な状況にも、協議会を作って立ち上げて進めば、対応できるのではないかと思いますので、協議会を立ち上げて取り組むということについてお伺いいたします。よろしくをお願いします。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの御質問にお答えしたいと思います。</p> <p>先ほど言いましたように、定住促進については、農業に限らず、ひと・まち・マッチングプランという協定の中でタイアップ協定を結びながら、各リゾート、それから農業協同組合、それから各町村、それから教育局が入りまして、ひと・まち・マッチングプランということでやっております。JA の農協のサイトの中にも求人広告が出ておりまして、それを見て皆さんが募集をしているというような状況でございます。</p> <p>そういった中で、急な募集についてということですが、この急な募集について、先ほど言いましたアプリ、デイワークだとか、他にもあるのですが、そういう部分を使いながら、この日1日だけとか、半日だけだけとかというような求人ができるというふうに聞いております。これは実際は、倶知安・ニセコ等の飲食店で、違うアプリでやっているというような状況も耳にしております。</p> <p>村内でもこれを利用している方がいらっしゃいますが、あくまでもこれは携帯の中の世界でございまして、個人対個人の求人に対して、個人がそれに募集するというようなこととさせていただきます。たぶん私にははっきりわかりませんが、農家の方は手慣れた人に来てもらいたいということがございますので、ある程度そういうような方を自分でストックしながらやっているところもあるのかなということも感じているところでございます。</p> <p>いずれにしても、その求人についての、先ほども言いましたが、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>募集の方法、それから求人の方、それから求人を求める農業者の方々の利用の形態を十分知らないとなかなかできないというようなことでございますので、これから農協に相談しまして、農協の町村でこういうことをしてもらいたいという要望を十分聞きながらやっていきたいというふうに思っております。</p> <p>町村で、この求人に対して全面的にやるというのは、なかなかちょっと難しい部分もございますので、農協が主体となった側面で支えていければというふうに考えているところでございます。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 4 番 (佐々木義光)	<p>佐々木義光君</p> <p>雇用労働力に関する情報は限られるわけですが、今後 JA と相談しながら、この豊富な情報が有益に運用していくように取り進めをお願いしたいと思います。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 岩原村長</p> <p>農協と十分相談して、また農業者の需要も聞きながら進めてまいりたいと思います。</p> <p>(佐々木議員「終わります。」)</p>
	議 長 (佐伯秀範) 7 番 (陰能裕一)	<p>これで、佐々木義光君の一般質問を終わります。</p> <p>次に、7番 陰能裕一君</p> <p>通告に従い、標記のとおり一般質問を行いたいと思います。</p> <p>本村における開発政策についてと題させていただきました。</p> <p>平成31年3月の定例会でも同様の質問をいたしておりますが、いわゆる土地開発ブームにつきましては、古くは列島改造論の時代から、平成のバブル期を経て、今般、ニセコエリアについても同様の状態があると認識してございます。前回はコロナ禍前でしたが、コロナ禍を終えた現在は、コロナ禍前にも増していろいろな動きがあるやに聞いてございます。本村におきましても、いろいろな意味でそのような影響があるろうかと思っております。</p> <p>前回は、開発計画について情報収集に努め、その状況を把握した中、ライフラインの一定の規格化や、水や温泉、あるいは森林他、農地も含めますが、そういった資源保護と開発の共生を図るためにも何らかの枠</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>組みが必要でないかという観点から質問させていただきましたが、今回は、それから4年経過した中で周囲や状況の変化、また執行者も代わられた中で、こういった開発行為については基本的に村長はどのような考えをお持ちかと。ちょっととりとめのない話になるかもしれませんが、考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>答弁 岩原村長</p> <p>陰能議員の御質問にお答えいたします。</p> <p>アフターコロナという新しい時代を迎え、インバウンドを含めた人流が以前よりも活発化していると感じております。そのような中で、米クレジット会社大手が「2024年注目すべき世界の旅行先10選」に「ニセコ」が日本で唯一選定されたという報道もございました。真狩村を含む周辺エリアは、さらに注目を浴びることとなるというふうに思っております。</p> <p>さて、議員御指摘のとおり、近年、ニセコエリアを中心としたリゾート地域において、外国資本により大型開発・投資が行われ、さらに本村においても投資目的と思われる土地の売買が増加傾向にあり、乱開発が心配される状況となっております。</p> <p>現状の法律では、大規模な土地の権利移転には国土利用計画による届出が必要であり、農地には農地法や農振法による売買等の制限が課せられております。また、一定規模以上の特定の開発行為には北海道知事の許可が必要となっているところでございます。</p> <p>本村における開発規制としては、北海道景観条例で、高さ10m又は面積1,000㎡以上の建築物や工作物を新設する場合などには事前に届出の義務が必要であり、また、本年3月に改正した「真狩村地下水保全条例」では、新たに設置しようとする井戸に対して影響調査の実施を義務付けるなど、無秩序な採取を制限し地下水の保全を図っているところでございます。</p> <p>景観や地下水を守ると同時に、村の活性化・地域経済の発展を視野に入れ、議会の皆様を含めた関係機関と関わりを図りながら魅力的なまちづくりも進めていかなければならないというふうに考えておりますので、皆さんの御理解をお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	陰能裕一君

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	7 番 (陰能裕一)	<p>ただいまの答弁では、今の周辺の現状及び各種制限許可のことについて、あとは無秩序な開発はやはり好ましくないという観点の中から、特に水に対する制定された条例についてお話を伺いました。</p> <p>前回の質問の中で、ライフラインの一定の規格化ということも提言させていただきました。これにつきましては、光団地並びに今社でやっている宅地造成につきまして提言を取り入れていただいた中で、後々村の方で管理しやすいように一定の規格化をした中で開発をしていただいているということで、大変これはありがたいというか、先を見たときに大変有意義なものでないかというふうに考えております。</p> <p>4年前はコロナ禍でもあり、同様な話がいろいろとございました。ただ、振り返りますと、いずれも、4年経った今、順調に進んでいるかといえ、そうでもないようなところがございます。</p> <p>また、農地の多い本村におきまして、次元の違う開発行為を行うということになりましたら、やはり村有地や村有林を活用するということが不可欠でないかと、やらざるを得ないのではないかという考えでございます。</p> <p>そこでやはり、昨今の従業員の関係の建物の話があったり消えたりしたというところに代表されますように、やはり村の姿勢として、近隣町村とか、あるいは周囲の情報収集をより努めた中で、やはり乱開発を防ぐ、あるいは村にとって今後とも有益なものをやるとするのであれば、そういうふうに進めていかなければならないと私は考えますので、やはり姿勢としましては玉石混淆といいますか、いろんなお話がたぶんあるのではないかと思います。その中でしたたかに、ずるくというか、したたかに物事を進めて、見極めて、一回逆風が吹いたら終わってしまうようなことではなくて、先を見据えた開発行為を推し進めていく。今の村民の皆様の生活と共生できるような観点で、したたかな姿勢が必要なのでないかというふうに私は思うのであります。その点について、改めて村長の考えをお伺いいたします。お願いします。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの議員の質問でございますが、非常に私も同じ気持ちでございます。たぶん真狩村のこの雄大な自然豊かな自然を守るという役目は、行政にとって必要な部分だというふうに思いますし、守らなければいけない行政の最重要課題かなというふうに思います。</p> <p>一方で、やはり村の経済、村の活性化、にぎわいというような部分と</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>というのは、やはり外部の資本が入るということは条件になってくるのかなと、今この周辺を見ますとっております。</p> <p>そういった中で、相反するような部分のことを両天秤をかけながら進めないといけないというようなことになりまして、今言われましたように、情報収集、それから乱開発の心配、そういった意味でしたたかに見極めていけないといけないというふうに私も思っているところでございます。</p> <p>そういった中で、非常に難しいのですが、今の段階では確かにそういうわさでは真狩の価値が上がっているという話はお聞きするのですが、そういった中で具体的に何か来ているというような状況でもございません。ですから、今規制をかけるような段階でもない中で、具体的にお話が来たときに、先ほど言いました土地の利用、それから景観の規制を当てはめて、またその事業の内容についてしたたかにできればいいのですけれども、そういった意味で慎重に進めないといけないというふうに思っておりますので、その時期が来ましたら、また議会の皆さんと相談して、そういうものに対してのいろいろな御意見を聞きながら、また村民の御意見も聞きながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 7 番 (陰能裕一)</p>	<p>陰能裕一君</p> <p>今の答弁におきましては、思いは同じであると。やっぱり相反することを天秤をかけながら、先を見ながら、村の将来のためにしたたかにやっていくというお言葉をいただきました。</p> <p>やはり具体的なものがないとなかなかこれはいけないのだと、いわば受け身と。一問目の答弁で各種制限許可等々のお話もありましたけれども、やはりどちらかといえば事後的なもの、こういったものは甲乙、一般的な原則にあてはまったら、あとから話を聞いたのが上がってくるというような側面もございます。何せ都会ではありませんので、やはりそういうところは受け身になるのかなというふうに思っております。</p> <p>繰り返しの話になってしまいますが、今後とも、あとは近隣町村の対応の仕方、実際にかけている規制とか考え方だとか、そういうことも参考になるのではないかと思います。引き続き担当の部局におきましては、そういったことの把握に努めながら、キーワードは「したたかに」ということでございます。あとは天秤をかけながら、本当に必要なものであれば迷いなく突き進んでいっていただければなというふうに思いますの</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>で、その部分について、改めて意気込みといいますか、お考えをお伺いいたします。</p> <p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいま大変ありがたい御意見をいただいたかというふうに思っております。真狩村の場合、やはり農地がかなり多くて、面積があまりないというようなことでございますが、ただニセコの界限とちょっと違うところが、水があるということでございます。それで私どもの羊蹄山側のほうには水が豊富なんだろうと私も思っておりますが、そういうようなものを目的に来る方も、今後もしかしたらいらっしゃるかもしれない。そういった部分について、非常に心配しているところでございます。</p> <p>そういった中で、ニセコ・倶知安、それから周辺の町村と、同じ羊蹄山を抱えるものとしてどういうふうにするのかということを経験収集しながら、それから規制を作る意味で、この間3月に地下水条例を改正をさせていただいたところでございます。</p> <p>そういった意味で、やはり慎重になるところは慎重になって、大胆になるところは大胆に進めていくというのが必要なんだろうと思っておりますが、私も非常に悩むところだと思っております。ですから皆様方とよくよく協議をしながら、いろんな意見を聞いて進めてまいりたいというスタンスでいきたいと思っておりますので、もし今後そういうお話がありましたら、即座に皆さんに御相談をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお伺いいたします。</p> <p>(陰能議員「終わります。」)</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これで陰能裕一君の一般質問を終わります。</p> <p>次に、3番 安藤義明君</p>
	3 番 (安藤義明)	<p>通告に従い質問させていただきたいと思っております。</p> <p>ふるさと納税を活用した真狩高校の活動支援について。</p> <p>近年、真狩高校生が各種大会にて目覚ましい活躍や成績を収めている中、何かと必要経費がかさむところではありますが、行政として財政が厳しい今、一つの手段として、ふるさと納税を活用して、さらなる活動支援、充実をしてはどうかということです。村長の御意見をお伺いしたいと思っております。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 岩原村長</p> <p>それでは、安藤議員の御質問にお答えいたします。</p> <p>真狩高校では、平成 25 年度から有機農業コースと野菜製菓コースへのコース改編をし、地域との連携事業を推進するとともに、食の安心・安全から農業の六次産業化までをも視野に入れた教育活動を展開しているところでございます。</p> <p>これまでの成果は、農業クラブ意見発表大会全国大会において、野菜成果コースの取組の発表が最優秀賞である農林水産大臣賞を受賞したのをはじめ、有機農業コースでは認証を受けた有機 J A S による野菜栽培を実施しており、野菜製菓コースでは、製菓衛生師の資格取得やカフェ『ラ・ミッカ』の運営、パティシエ・ロワイヤルやパン甲子園の 3 連覇など、各種コンテストで好成績を収めているところでございます。</p> <p>さて、議員御指摘のとおり、学校運営財源は厳しくなると予想されております。ふるさと納税など様々な財源を活用して高校生を応援していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)	<p>安藤義明君</p> <p>今の私の質問に対して、様々な真狩高校の活躍を今教えていただきました。それに対してもいろいろ経費がかさむ中、ふるさと納税をいろいろなところで真狩村としても応援していきたいという意見を聞きました。</p> <p>私の意見としても、ふるさと納税、いろいろなメニューがありまして、その中で、ふるさと納税の真狩村のホームページからいきますと、様々な村づくりメニューとかいろいろありますけれども、そういうメニューの中に、こういう真狩村の真狩高校のいろいろな活躍、そういうのも含めて、今現段階では真狩のふるさと納税の村づくりメニューをホームページで見ると、「羊蹄山の恵みを大切に作る村づくり」や、「心豊かで、あたたかい人づくり」「歴史的財産の保存・継承」「へき地医療の充実」「村長におまかせ」とかありますけれども、そういう欄の一つとして、そういう高校生の活躍を一つの発表の場みたいな感じで、こういうところにも使っていきたいという、そういうホームページの見直しからしてはどうかと思うのですけれども、その辺のことに対して村長の御意見をお聞かせ願いたいと思います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいま安藤議員から御指摘がありましたことですが、ふるさと納税の確かにメニューについて、それからホームページの作り込みについて、それについてはやはりかなり前からの部分で改正をしていなかったということがございます。それで、議員から今回ご指摘がありまして、それから先ほどの教育行政報告の中にもございましたように、高校生の活躍がめまぐるしいこととございますし、他の町にないような子どもたちが自信を持って成果を上げているというような感覚は私も持っております。</p> <p>そういった中で、地域活性化計画というのがございまして、その中にメニューがないとふるさと企業の部分で、なかなかふるさと納税の企業版が入ってこないのではないかとということで、これを改正しないとけないというのがまずございます。これにつきましては、今どのように改正するかというようなこととございますが、真狩高校のやつが農業施策の中の小さい項目の中に入っているようでございます。なかなか見づらいというのも、それも1点ございますので、何かしら人材育成なり真狩高校に特化した、そういうようなすばらしい活躍をもっと後押ししてほしいというようなもので、今後その計画、それからホームページ、その他を作り替えていかないとけないかなというふうに思います。</p> <p>本当に私も今年になってからいろいろなところから声を掛けていただいて、真狩高校の高校生の活躍についていろいろ褒めていただいているといたしますか、すごいねと賞賛をされているところでございますので、議員がおっしゃられるとおり、そういうような部分で特化した何かPRを考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)	<p>安藤義明君</p> <p>高校のそういうことに対して、企業版ふるさと納税の改定みたいなものも視野に入れながら変えていきたいということをお聞きしましたと思います。</p> <p>そのとおり、企業版ふるさと納税も4、5年前から進めているとは思いますが。私も以前質問させていただきましたが、その後どうなっているのかというと、わかりづらいところがありました。高校としても調理実習とかいろんな面でたくさんの様々なところで関わりがある企業があ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p> と思います。学校、その他製粉会社であったり、あとはレストランとかそういうところであったり、こういういろんなところでこの話題性があるので、いろいろなところに問いかければ、協力してくれる企業もたくさんあるのではないかと思います。またそういうところでPRしても、やっぱり使い道とかいろんなところで高校だけの使い道じゃなくて、先ほどちらっと言いましたけれども、ホームページの中でも使い道ということでも、昨年度と今年に関しても真狩村のふるさと納税のホームページを見ましても、使い道のところで美原牧場の指定管理料が一番上にきていたり、シーズンリフト券とか体育協会とかスポーツ少年団の補助とかが項目の一番上の方にきています。それがだめというわけではないのですけれども、是非そういう使い道の部分でも、きちんとそういう真狩高校のこととか、そういうホームページ全体を見直した上で、そういうところにも使い道ということにまで、きちんと高校生のそういうところにも使っていきたい。その使い道の他に、その下にもこれから使いたいことということもありますので、そういうところにも高校生のためにとか、いろいろなそういう学校運営とか、そういうことに対しても書いて、ホームページ全体の改定となるかもしれませんけれども、その辺に關してもちょっと今の御意見をお聞かせ願いたいと思います。 </p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p> 答弁 岩原村長 </p> <p> ただいまの御質問にお答えしたいと思います。 </p> <p> 今のふるさと納税の仕組みは、個人レベルの収納ということでふるさと納税をいただいております、先ほど言いましたとおり、ばふらっとした「村長におまかせ」というような形の中でやっていると。それは個人の納付額については、確かにそういうような部分で、返礼品目的という感じの部分も多いので、なかなか金額的にもそういうような1点に集中したものにならないのかなというふうに思っております。 </p> <p> 企業版ふるさと納税につきましては、企業が要は自己のPRをするというイメージを持っておりまして、今ので言ったら農業高校の部分に出せば、農業高校に関するノウハウを持った企業がもしかしたらふるさと納税でお金を入れて、それが逆に自分たちのPRになるというようなキックバックの中でやっているところもあると思います。そういった意味で、もうちょっと明確に企業版ふるさと納税の中で真狩高校の部分をアピールする。またクラウドファンディングというのがございまして、何かこういうものをするのに皆さんお金を出してくださいというようなことも </p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)	<p>やっているとところがあるというふうに聞いております。それは高校だけに限らず、いろんな部分に活用できるかと思いますが、そういうのも含めて今までちょっと手を付けておりませんでしたので、勉強させていただいて、今後そういうような部分で一極集中できるようなお金の使い方を、お金の集金の仕方も含めて検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>安藤義明君</p> <p>今企業版ふるさと納税ということで、そういう企業とのウィンウィンの体制を作って、それによっていろいろと真狩村の体制のPRとかいろいろな面で支えていってほしいということを知りました。</p> <p>今、新たなる企業版ふるさと納税というか、ガバメントクラウドファンディングというのが今新しく出ましたけれども、企業としてまた自治体の課題とか挑戦とか、そういうプロジェクトをいろんな時点で控除を受けられる面のそういう企業が後押ししていくということで、日本中いろいろなところでこのガバメントクラウドファンディングがありまして、項目を見ても、北海道砂川市とか、北海道ではたくさんやっていますし、全国的には何億という基金を集めたいというクラウドファンディングをやっています。これも企業として寄付金控除を受けられるということで、何年間に分けて集めるというようなふるさと納税の在り方が新しく出てきました。こういうところに関しても、今高校のことを言いましたが、中学校、以前にも質問させていただきました中学校の校舎、50年経っていますから、そういうのを建て替えるためにそういうふるさと納税を使ってはどうかということも以前に質問させていただきましたけれども、新たなるガバメントクラウドファンディングという感じのふるさと納税で、そういう校舎を建てたいからそうやって進めていきたい。これからは真狩高校であったらハウスの問題とか、いろいろな問題がまた出てくると思うので、そういうところに対してこういう新たなる考えが、今出たばかりなので、これから精査していくと思いますけれども、その辺について、もし今の現段階で何か考えがありましたら、ちょっとお聞きしたいと思うのです。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの御質問にお答えをいたしたいと思います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	(岩原清一)	<p>確かに全道でも破格のふるさと納税の収納している町村がございます。先だって、茨城県境町というところに研修に行かせていただきまして、そちらの方とお話をさせていただいたとがございます。その時に、やはり今ふるさと納税というのは標準財政収入額に入らない、交付税の算定に影響しない収入だということで、その町も54億ほどお金を持っていたところがございます。その54億というお金で、逆に言うと、またお金を稼ぐことができる、そういうような認識を要は職員の方もみんな持って、要は今までの行政とは地域の中の人のため、それは今も変わらなくて重要なんですが、よそから人を呼び込む、よそから移住者を呼び込む、それからよそからお金を入れてもらうというような概念で、そういうのを財源にして、職員が意識を変えてやっているんだというようなお話も受けました。そういった意味で言いますと、今言いましたように、高校の経費に充てる、何をするについても、ふるさと納税というのは非常に有効な町村の財源になるというふうに思っているところがございます。</p> <p>そういった中で、幅広くこれから勉強しながら、ふるさと納税をどのように集めていくかということを実際に職員の皆さんと一緒に考えていくことができたかなというふうに思っております。</p> <p>今、具体的にというお話でございましたが、今ちょっと募集をしているものがございまして、エアウオーターという会社の中で、地域振興策というようなものがございまして、その中で10年間で1億を基金として積みまして、毎年1千万ずつ市町村なりそういう団体にふるさと納税としてあげますよという事業がございました。それには今高校の方で募集をいただいているところがございます。これは当たるかどうか全然わからないような話なんですけど、そういった意味でもこっちから積極的に財源を確保するような動きでやらせていただいているところがございますので、これはちょっと言わないかなと思っていたのですが、ちょっとまたその時期になれば、当たればまた皆さんの前に予算を計上させていただいて、説明させていただこうと思っておりましたので、そういうような努力はちょっと今しているということでございます。よろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)	<p>安藤義明君</p> <p>村長も就任してから全国各地に精力的に飛び回って研修して、いろんな情報を得ているかと思えます。本当に真狩村、本当に良いところであ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>りますけれども、ふるさと納税がなかなか3千万、今年は切るのではないかとされており。隣の倶知安町では5億あります。この後志管内でも、寿都は13億ですか。それを見ると真狩村は3千万って、ちょっと寂しい。まあ海の物とか、やっぱりそういう肉類とか、個人でいけばやっぱりそういうところが強いですし、真狩村はそういうのがちょっと少ないので、農産物、山にはちょっと弱いところがあります。だからといって、黙ってみているとか開発、そういうのはないけれども、村の連携協定によって新たに始めるということはこの間お聞きしましたけれども、そういう山の物とか肉とかちょっと弱いというところであったら、逆にそういう真狩の魅力をもっともっと発信していき、こういう企業版とかそういう面で連携してくれるところを見つけてやっていってはどうかなと思います。</p> <p>これからいろいろと真狩高校頑張って、こうやって全国的にも名前の知れるような、シェフの間では結構名前が通るようになっております。今回、パティシエロワイヤルで優賞した2人は、去年は優秀賞で、またこの地に戻ってきたいということで、1年間の思いをつないで今年最優秀賞に輝いたと聞いております。こんな熱い思いを持った生徒がいるので、行政としても是非それに応えていってほしいと思います。</p> <p>いろいろとこうやってふるさと納税とか、そういう新しいことをやると、仕事の企画情報に集まりすぎて、大変かと思えますけれども、これから行政としてそのようなこと、いろいろなこと、真狩を盛り上げて、高校を盛り上げれば、またその盛り上がった高校のことでこちらにも真狩村も盛り上がると思います。何かと財政の厳しい今ですから、真狩の魅力は3千万ということはないと思うので、もっともっとホームページの見直しとか、いろいろなところの見直しとして、若い村長でありますので、いろんな知識もあると思いますので、その能力を発揮して、是非とも真狩高校、そして真狩村を盛り上げていってほしいと思います。終わります。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>それではただいまの御質問にといいますか、励ましの言葉だと思って聞いておりましたが、確かにふるさと納税というのは、今まで私どももそうだったのですが、お金をもらって農産物を返す、それだと物の価格に応じて今回厳しくなったということで、3割で抑えるというような厳しさが出た中では、必ずしも物の価格の限界を超えることができない。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ですから本当に寿都だとか紋別のように海の幸みたいなものを扱えるのであればあれなのですが、やはりなかなかそういうものが人気商品がないところには厳しいというのが現実であったかなと思います。</p> <p>いろいろ私も聞いたのですが、発想の転換なんですよ。だから、例えばサービスというのは価格に付加することができる。複数のサービスを合わせることで、そこで1日遊べるというようなコースを作ると、それに対して千円や2千円でなくなって、それには10万、20万払う、そういうような方が今世の中にはたくさんいらっしゃるというようなことでお聞きしております。そういった意味で、ふるさと納税の品にもいろいろアクセントを付けて、物資よりサービスというものを重視すべきなのかなというふうにも思っているところでございました。そういった意味でいうと、いろいろな意味で今議員から御指摘もいただきましたので、改めてふるさと納税の返礼品について検討、勉強させていただきたいというふうに思っております。</p> <p>あと、やはりうちの中でもう一つ問題が、今御指摘があったように、発信力だと思います。ホームページ、そのほかのいろいろな意味で外に対する発信力というのがなかなか弱かったのかなと、今聞いていて思いました。それらにつきましても、経費を掛けてでもちょっと検討していかなければならないのかなというふうに改めて思いました。そういった意味で、これから少しずつふるさと納税についても力を入れて、考え方を変えて、勉強しながらやっていきたいというふうに思っております。</p> <p>高校の方につきましても、私も高校生につきましても、ああいうような賞をたくさんいただいて、そういうようなプロジェクトに入ってやっている子どもたちが、私のところに御挨拶に来てくれます。本当にしっかりしているなど。本当にもう自信に満ち溢れているような感じで、自分たちが作ったお菓子でも何でもそういうような賞を取ると、人間が大きくなるのかなというふうに思っているところでございます。そういった意味で、高校のそういうような取組をなんとか行政としてもバックアップをさせていただきたいというふうに思っておりますので、財源の厳しい問題はありますけれども、できる限りコミュニケーションをとりながら、教育委員会とも相談しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>(安藤議員「終わります。」)</p>
	議 長 (佐伯秀範)	これで、安藤義明君の一般質問を終わります。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
11 : 20	議 長 (佐伯秀範)	ここで休憩といたします。 11時35分まで休憩といたします。
11 : 35	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
	〃	一般質問を行います。 1番 大平慎一郎君
	1 番 (大平慎一郎)	<p>先に提出いたしました一般質問通告書に基づき、質問をさせていただきますと思います。</p> <p>村の保有する公共施設等の老朽化及びその維持管理について。</p> <p>村のホームページには、平成28年3月に当初策定、さらに令和4年3月に改定した「公共施設等総合管理計画」と、令和3年3月に策定した「公共施設個別計画」が掲載されております。</p> <p>国の基本計画・ガイドラインに基づくものとはいえ、公共施設を網羅しての向こう30年間にも及ぶ計画は、将来の村の姿の指針ともなるべきものであり、策定をされたことの意義と、その御努力に敬意を表したいと思います。</p> <p>作成に当たっては、議会などに説明、十分な協議があったとも考えられますが、私は1期目の議員ということで、今回質問をさせていただきますと存じます。</p> <p>この公共施設等総合管理計画では、調査時点で公共施設の約半数が築30年以上、築40年以上は31%となっております。さらに、現有施設を保存するためには計画期間30年間で100億円を超す投資的経費の不足が見込まれるということです。</p> <p>多くの施設で老朽化は進み、その修繕・更新などは逐次行っているものと思います。施設の状況によっては、災害や少子高齢化等社会構造の変化などに対応していかなければなりません。</p> <p>そのような現状を踏まえ、本村施設更新の基本方針として、供給面・品質面・財政面の3点から課題を検証し、この計画の方向性を定めております。</p> <p>さらに、その計画の趣旨及び基本方針との整合性を図りながら、施設ごとの具体的な対応方針を「個別計画」としてまとめております。</p> <p>その内容は、大まかには、対象施設を選定し、それらの30年間の整備費用を算定、施設の重要度、設備の劣化度に応じて、まずは8年間の平準化したものを計画としております。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>そこで、この公共施設等総合管理計画及び個別計画の進捗の状況、個別計画8年間の事業費の圧縮・平準化の考え方や事業の算定や先送りなどについて、財政の見通しなどを含めて御説明をいただきたいと存じます。よろしくお願ひします。</p> <p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの大平議員の御質問にお答えいたします。</p> <p>公共施設につきましては、昭和40年代後半から整備してきた施設が多く、建築後40年から50年余りが経過し、老朽化も進んでおります。</p> <p>今後、老朽化により施設の更新時期が到来するなど、再整備が必要になってきますが、少子高齢化などの社会構造の変化や、厳しい財政状況を踏まえ、計画的な施設の更新・統合・長寿命化など検討が必要になることから、「公共施設等総合管理計画」を策定し、さらには、この計画に基づき、各施設ごとの長寿命化等の対策を進めるため、「公共施設個別計画」を策定しているところでございます。</p> <p>この個別計画では、令和4年から令和11年までの8年間の施設整備費用を、施設の重要度や劣化状況等により、施設の整備年度を順延するなど、投資的経費の平準化を行っているところです。</p> <p>また、所管課におきまして、毎年、施設の点検を行い、修繕の必要性及び改修の時期などを検討し、予算に反映しておりますが、労務単価の上昇・資材価格の高騰など老朽化が予測よりも進んでいることから、施設の設備・修繕が計画よりも遅れている状況になっているところでございます。</p> <p>今後につきましても、施設の点検を所管課において行い、劣化状況などを確認し、適切な時期に修繕ができるように、また、施設の統廃合、それから再生可能エネルギーの導入なども視野に入れながら、合理的な施設の財源確保に努めてまいり所存でございます。御理解と御協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)	<p>大平慎一郎君</p> <p>村長から御答弁をいただきました。</p> <p>まず、その答弁に関してでございますけれども、計画より遅れているというお話でございました。まず、この事業の関係については、計画がスタートしたのが、スタートというか28年度の計画の策定で、個別計画</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>がそれから6年後のスタートとなっております。それで令和4年から実際に事業が入っていると思います。入ったばかりなので、計画より遅れているというよりも、進捗状況を私が問うのもなかなか難しいのかなと、そのように考えております。</p> <p>ただ、この6年間の個別計画と総合計画のブランクというのはあります。その間、調査とかそういうことを3年間実施しているところがございますけれども、言えば、首長の任期というのは4年間です。我々議員も4年間です。そういう中で、計画を当初作成して、その実行する個別計画が6年後というのは、ちょっと遅かったのではないかなと。私はいろいろな事情があると思いますけれども、何かそのような気がいたします。</p> <p>それと、事業費の関係で、この事業の財源のことについてはなかなか触れておりませ。良い修繕となると補助金等はなかなか見込めない。地方債も見込めないと思います。あったにしろ、後年度に大きな負担となる。そういう中で、この事業を進めるに当たっては、一般財源、さらには公共施設整備基金ですか、ここら辺が財源になるということでしょうか。</p> <p>さらに、ちょっと私、再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、事業費の平準化などについてお聞かせいただければと思っております。</p> <p>個別計画の概要版、計画書にもうたっておりますけれども、その中で、30年間の累計整備費用、年平均の整備費用、さらには令和4年から8年間の平準化などの考えを示してあります。結果として、累計整備費用は5億2千万円削減されるとなっております。なぜ、8年間、優先度の高いものに限り行うことで、年平均の整備費、30年間でならずと7,200万円と記載されておりますが、これを事業調整して、年4千万円で平準化し、それをすることにより整備費用の削減効果が出るのでしょうか。整備費用の先送りとしか私には見えないのですが。さらには、この計画書には施設ごとの改修、更新内容や時期についての掲載がございませんでした。たぶん計画シートなどを作成してあるのではないかなと思うのですが、また別表に平準化したアクションプランとなっておりますが、見つけることができませんでした。事業費、事業内容を知るためには、必要なことと思います。ほとんどの施設を利用する住民にとって、計画がある以上、どの施設がいつどのように更新されていくか知りたいところであり、知らせるべきのものでないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの御質問にお答えしたいと思います。</p> <p>当初、この計画につきましては、70 施設を対象にいたしまして、建物本体、それから電気設備、機械設備、衛生設備、その他というような分類の中で計画を遂行しているところでございます。例えば、建物につきましても、RC であれば 60 年、それから鉄筋では 60 年、軽量鉄骨で 40 年、ブロックレンガでも 60 年、木造でも 60 年から 40 年というような耐用年数の中で、例えば屋上、外壁、それから電気設備、それからボイラー設備、地下タンク、それからホームタンクも含めてだと思いますが、その他、施設によっては温泉用のポンプだとか、そういうのも含めて耐用年数の中で対応している部分でございます。それをその年数に当てはめて単純にやりましても、年数が合わないところもでございます。それより早く摩耗しているところもございすし、まだまだ使えるところもでございます。それらについて、全部合わせますと、21 億 6 千万円、それを 30 年間でならずと 7,200 万というような計画になっているところでございます。これは 30 年というスパンはかなり長いものですから、そのうちの 8 年間で抜粋しまして、令和 4 年度からスタートさせている。その中で、令和 4 年度に、かなり高額な集中する経費があるというようなことでございますので、それを 1 個ずつ所管課が見まして、まだ令和 4 年度に一気にしなくていいのでないかというものについて平準化をして、4 千万程度の平均事業にしているところでございます。</p> <p>そういった中で、アクションプランについて、これはインターネットには出ていなかったのかどうかというのも私もあれなのですが、30 年間の期間なので、70 施設の 30 年間の期間というのが出てくるわけございまして、かなりのボリュームになるものでございますので、もしあれば、提示することもできるかなというふうにも思っております。</p> <p>その中で、単純に今言いましたように、8 年間の計画からいきますと、これにつきましては、9 億 9,600 万円、令和 4 年度に掛かるような計算になっておりました。それらについて、使えるもの、使えないものを平準化していった、令和 4 年度の部分なりを令和 5 年度の部分に振り分けながらやるということでございますが、その中には施設の解体だとか施設の統廃合、そういうのも含めて財源に充てるというようなことでございます。今回であれば、御保内小学校、御保内保育所が統合されたことによります経費を浮かす。それから施設を統廃合、組織を統廃合することによって財源を生み出すというようなことも中には入っております。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>基本的に私が言うのもちょっとおこがましい話になるのですが、村の財源というのは非常に厳しくて、要はそういうような施設維持の経費だけを生むのでなくて、そういうサービスだとか運営だとかの中の合理性を求めて財源を生んでいくものだというふうに思っております。</p> <p>そういった中で、令和4年で言えば、建物の解体も含めてやっております。それから交流プラザの外壁の改修もやっております。それから公民館の受変電設備についても、今回起債を借りて3年間で進めるというようなことをしております。それから、役場の庁舎暖房も近いうちにもう更新時期が来ているものですから、それについても今検討をしながらやっているというようなことで、財源は単年度単年度の交付税の状況もございますし、財源を確保しながら、できる範囲の中でやっているというのが現状でございます、思うように進んでいないという意味の遅れているという意味でございました。</p> <p>そういった意味で、施設につきましては、この計画においては、資本的な投資についての大きな枠組みの中でやっております、要は屋根の防水シートはまだもつのか、外壁がもつのか、地下タンクはまだ大丈夫なのかというような、大きな科目でやっているところでございます。</p> <p>そして、住民の方からもそういう部分は言われるかも知れませんが、住民の方が言っているのは、改修については村政懇談会なり、直接役場に来たりして、ここの電気が、ここのあれがという改修の部分がありますが、この計画ではそのような住民の方が主に望んでいるようなことではなくて、その施設の資本的といいますか、投資的な部分の維持に務める計画になっているのかなというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)</p>	<p>大平慎一郎君</p> <p>御答弁ありがとうございます。</p> <p>ちょっと私、考えが錯綜してしまいました。基本計画というのですか、当初の計画で、この投資的経費が200億を超える。要するに不足が100億を超える、そういうものがうたっています。そういう中で、なぜ30年間の計画が、さっき21億6千万でしたか、平均にならすと、年7,200万円、なぜそこに至ったのかというものについて、私、いろいろ見て、なぜなのかと思ったら、たぶん30年間で公共施設、そしてインフラ全て投資的に掛かるものが204億円。それに対する財源の不足が132億円になるよ。それがなぜ21億6千万になるかということから検証していった</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ならば、私が勝手に考えたのかもしれないですけども、インフラ関係は別ですよ。水道、道路、橋梁等、それは除きましたよ。別の計画がある。公営住宅の関係については別の計画があるから除きましたよ。さらには、新しく建てたもの、新築したそういうものは除きますよ。あくまでもこれは維持修繕の関係ですよ。だから21億6千万円、年間7,200万円の平たくなると経費が掛かりますよということで私は解釈して、今質問をしていたつもりなんですけれども、先ほど村長が、令和4年度で9億9,600万円が必要であるという話をしたら、ちょっと私が質問している部分と9億9,600万円が、これが維持修繕の部分ということでは理解できないので、ちょっとかみ合わないのかなという気がしますが、これはどこからどのように出てきた数字なのか、もし分かればお教えいただきたいなど、そのように思っている次第でございます。</p> <p>それで、整備費用の削減の効果の関係について、きちっとした答弁がなかったように思います。私は個別計画の年間の整備の予算の考え方で勝手に解釈しました。年間7,200万円要するに必要なのが、8年間はとりあえず4千万円で平たくしますよ。あとは先送りの的に考えになると思いますけれども、これを計画の中でちょっと見ていったら、計画期間中、要するに先送りになった部分、先送りしたときに2回やらなければならないことを、先送りしたことによって一度で済ませられる。だから削減効果があるのですよと、そのように何か読み取れたのです。端的に、ちょっと良い例えではないかもしれませんが、子どもがおなかをすかせていますよ。ちょっと昼ご飯は我慢してください。晩ご飯を食べれば元気が出るから。で、1食の経費を浮かせる的な考えのように見えました。要するに、削減効果の出し方、5億ですか、トータルで5億を超える金額の削減効果はそういうことだったのかなということで、ちょっと確認させていただきたいと思います。</p> <p>さらに、施設ごとの改修の更新計画は、ちょっと見当たらなかったということで、私は質問させていただきました。たぶん計画シートなり、アクションプランの中ではあるのではないかなと思っております。あるならば、それは掲載してほしいと思います。先ほど村長言われたように、個別計画の中の整備基準の中で、改修の実績、起算年、設備の部位、屋根とか外壁とか、そこら辺の整備費用は、屋根はこうですよ、ああですよ、耐用年数はなんぼですよということは、確かに掲載されておりました。ただ、これを見た限りで、これにより個々の施設の事業費、事業内容、事業実績を読み取ることはかなり難しいと思います。ホームページを見ている人にとってみれば、どの施設がいつどのように更新されてい</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>るかということが知りたいことなのかなと、そのように思っております。私の再質問に対しまして、ちょっと疑問に思ったところを言わせていただきたいと思っております。</p> <p>さらに質問させていただきたいところがございますけれども、施設ごとの改修更新の関係と、住民意見の取入れ方についてでございます。本村施設更新の基本理念の中に、「住民のニーズ、利便性の向上」などがうたわれております。さらに、フォローアップの実施方針として、「計画期間中、住民の意見を聞いて見直しを繰り返していく」というイメージとなっております。当然施設整備の重要度の指標などには、住民の意見・ニーズなどが反映されているものと考えますが、住民からの意見などについては、どのような方法で取り入れてきたのか。さらに今後どのように意見を聞いて、この計画に反映させていくのか、御答弁をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
11 : 58	議 長 (佐伯秀範)	<p>答弁前ですが、昼食のための休憩をとりたいと思っております。そのように進めます。</p> <p>ここで休憩いたします。</p> <p>昼食を挟んで、1時30分から再開したいと思います。</p>
13 : 30	〃	<p>休憩を解き、会議を再開いたします。</p>
	〃	<p>再開に当たり、質問者及び答弁者におかれましても、簡潔かつ明瞭な発言をお願いしたいと思います。</p>
	〃	<p>それでは、大平慎一郎君の一般質問に対し、村長の答弁から再開いたします。</p> <p>答 弁 岩原村長</p>
	村 長 (岩原清一)	<p>大変私も迷っていたものですから、あまり明確に答えられなかったことをお詫びいたします。</p> <p>先ほど質問の中にもありました、大平議員も分かっていたと思っておりますけれども、200億については、全部入っています。ですから、上下水道、それから公営住宅、道路を含む計画の30年間の数字が200億円ということです。そのうち70施設をこの計画の方に載せているというのは分かっていると思っております。そのうちの21億6千万円が30年で70施設に掛かるだろうということで、これを単純に30で割りますと、7,200万の部分にな</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>つてくると。平準化して同じ負担を平準化するという意味で7,200万ということになっております。それで、この計画の中にあります132億円不足するというのは、200億に対して不足するという事で、村の財源としては全部、この計画に入っている、入っていないでも財政として負担しないといけないという意味の132億円ということでございます。</p> <p>それから、先ほど私が言いました9億円につきましては、実数字でございます。令和4年に上がってきた耐用年数から出した数字は209億9,649万9千円という数字になっておりました。ただこの計画上、これを7,200万に平準化するという事で、それを7,200万まで抑えるようにこの計画はスタートしている。なおかつ、その7,200万も村としてはかなり大きな数字でございますので、それを更に細分化して、7,200万を8年間で4千万に細分化して収めることはできないかというような、そういうような計画になっているところでございます。その押さえ方でございますけれども、これまでは事後保全型といたしまして、何か事があつたら初めて修繕をするというような修繕の仕方が主だったのです。今もないとはいえませんが、そういうようなことです。ただ、この今の70施設については、予防保全型の修繕をするというようなことございまして、例えば、長寿命化という言葉で言ったらわかりやすいかと思いますが、壊れる前に手立てすると、少し壊れたときには長寿命化、老朽化を遅らせるための手立てを先にとるというようなことで、平準化をして施設の修繕の掛かる費用を先延ばしといたしますか、延命しているというようなことでございます。</p> <p>具体的に言いますと、今年交流プラザの外壁、全部直せばよかったのですが、壊れている雨漏りのする箇所だけ今回直させていただいた。川崎集会所も全部張り替えれば良かったのですが、それができないので、一部屋根の塗装をしながらやると。教員住宅も同じようにやっております。そのようなことをしながら、耐用年数をできるだけ伸ばすような予防保全型の修繕でやっているというような計画でございます。</p> <p>それから、住民のニーズのことでございますが、確かにいろいろ施設を使っていらっしゃるので、ニーズというのは確かにあります。村政懇談会、それから直接施設を管理する現課、それから私どもの方にもいろいろなやつが来るかと思えます。ただ、ここで言っている「将来の人口動向や住民ニーズに応じた公共施設の適正配置」というのは、このニーズというのは、住民の利用ニーズに応じて、今までどおり使えることを長くするというような意味も含まれているということでございます。確かに住民の方の要望については応えるという姿勢はありますけれど</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>も、どちらかといふこの計画は、こちら側の計画といひますか、管理している側の計画。ですから、先ほど言ひましたように、投資的経費の部分を中心にしているところで、施設の改善とかといふことよりも、先ほど言ひましたように、屋根とか、防水シートだとか、外壁だとか、それから受変電設備ですね、キュービクルだとか、それからボイラー、施設の暖房機器全部だとか、それから石油タンクだとか地下埋設タンク、こういうもののやつを、やっているといふようなイメージでございます。ただ、住民の方にこういうようなニーズがあれば、また維持修繕費という形で別に予算は、この経費に入らない経費で、令和4年度だったら1億5千万ほど掛けてやっていたりしているところでございます。</p> <p>この計画につきましては、問題箇所を現課が決めて、その決めた場所がどのようになっているか、現課が一つずつ毎年確認して、経過観察をして、それで年間やる投資的修繕について順位を決めて予算化していると、そういったような流れになるのかなといふふうに思っております。</p> <p>住民が今までどおり安心・安全に使えるように、点検をしながら、計画に載せてやっているといふようなものだといふふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)</p>	<p>大平慎一郎君</p> <p>今村長にいろいろ答えていただきました。そういう中で、村長と私の問答の中でいろいろ食い違いが若干あったように思ひます。なぜそういうことが生じたかといふこと。実際にこの計画書、個別計画を含めて私が見させていただきました。ホームページでもこれは閲覧できるようになっています。正直言って分かりづらいのです。200億、どこから出てくるの。130何億、何なの。そして最終的に21億6千万円が必要ですよ。そしてそれが7億2千万円、平たくすれば平準化が必要です。それを4億円にします。その一つ一つの個々の積上げといふものが、どういふものか、何を意味しているのか。もう何を意味しているかさえ分からないような状況。だから、もう少し計画であるならば、そしてホームページにこういう搭載するのであるならば、住民に知らしめるのでしょ。分かるような作り方をしてもらわないとならないと思ひます。</p> <p>先ほど、その前の答弁で村長が、要するに個別の計画自体がなかなか見えないといふ話に対して、それは個々に屋根はこういうこと、こういう計算をして、そして公民館の屋根はこういうこと、こういう計算をして、ここはこういうこと、こういう計算をしてといふ積上げがありま</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>すということでした。ただそれを素人が、我々が見て全部、この21億6千万円を算定できるのですか。できないですね。だから、それは住民に優しくない。これを見せても、これはずっと見ても、誰も見ないと思います。もしそうであるならば、分かりやすい計画書を作っていただきたいのですけれども。概要版も載っています。せめて概要版でも分かりやすく。住民が分かりやすくするために概要版だと思います。そういう搭載の仕方をしていただければいいかなと。まず全体像としてそのようにさせていただきたいなど、そのように思っております。</p> <p>それと、先ほどもう一つ、これは関連してなんですけれども、村長は基本的にはこの計画は保全型ですよと。要するに住民のニーズとかそういうものは別ですよというように私は聞こえました。それはそれでいいんです。そしたら、これは本当に今の現行のものを維持するためにはこれだけ必要ですよ。ただ住民のニーズに応えるのはまた別で、こういうものですよということであればそれでいいのですけれども、そういうものでさえこの計画書では分からない。だからそれを分かるような計画をしてほしいなど、そのように思っているところでございます。</p> <p>また、その前の村長の答弁の中で、向こう30年間の計画、個々にここの施設をこうやるということは、ちょっと膨大すぎて、それはなかなか搭載することは難しいとお話されておりました。ただここで、アクションプランについては、平準化して8年間について別表に示しているということで書いてあるけれども、その別表は私はなんぼ探してもなかったのです。せめて8年間、4千万円で8年間3億円、3億2千万、3億円ですか、3億円の内訳がここの施設をこのように変えていくとか、そういうことの搭載があれば分かりやすかったかなと思っております。まずそれが今まで村長と質疑応答してきた部分での私の疑問点でございます。これらに対して、また村長から答弁がありましたら、いただきたいと思っております。</p> <p>最後に、事業費の平準化に関しまして、これは村長から若干の答弁のようなものはあったのですけれども、施設整備の優先順位と利用者や住民の満足度について質問させていただきたいと思っております。利用者や住民の満足度そのニーズについては別物だということでもありますけれども、箱物と言われる公共施設の中で、一番多いのは公営住宅、村有住宅です。これが37.3%となっております。これについては、別に公営住宅長寿命化計画というものがあるようでもありますけれども、利用者にとってみれば最も重要な公共施設と言っても過言ではないと思っております。少子高齢化など社会構造の変化に伴って、利用の実態も変わってき</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ております。特に高齢化などにより、建物棟ほとんどが高齢者という住宅もごございます。通路・階段など、共用の部分の管理は誰がするのですか。なかなかできない。出入口や使用していない車庫、倉庫の除雪などは自力でできない方もいます。また、住宅によっては、村との契約の他に備え付けの暖房、調理器具、給湯設備など、業者と契約をしなければならない。しかも形がもう古くなって、なかなか使いづらい、なんとかしてほしいという声も私は伺っております。また、私の職場であった施設の例えでありますけれども、優先順位の高い避難所として指定されている保健福祉センターは、高齢者から学童まで、毎日多くの村民の利用があります。その施設の設備は、非常用照明、ボイラー、配管など、不具合の状態がしばらく続いております。先ほど村長の答弁にあったから別物だということでもありますけれども、そこでこの個別計画の施設整備の優先順位の指標として、施設重要度、設備の劣化度などがありますが、それに加えまして使用者、利用者や住民の不便度、満足度的な項目を加え、その声を優先順位の指標に反映させることはなんとかできないでしょうか。できればそれを加えた中で、早期の計画の見直し、まだ始まったばかりです。見直しを何回も繰り返していきます。行ってほしいなど、そのように思っております。以上でございます。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの御質問にお答えさせていただきますが、この概要版はホームページに出ていたと思うのですが、概要版自体も見にくいということでございますので、それにつきましては今後、計画については分かりやすいように、概要版の作り込みも慎重にやっていきたいというふうに思っております。計画自体は、どの計画も厚いものでございますから、概要版というのは見やすくするために作っているものでございますので、この計画の概要版がちょっと見にくいということでございましたら、またちょっと検討させていただけないかなというふうに思っております。</p> <p>それから、その数字の積上げについてのお話でございましたが、その数字の積上げについても、何か言葉で、全部羅列しても大変だと思いますので、言葉でこの200万は何だと注釈を付けるようなことにしたほうがいいのかというふうに、今ちょっと聞いていて思いました。積上げの方法についてもちゃんと分かるようにしたいなというふうに思っております。そのように注意して、今後の計画についてもやっていきたいと</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>いうふうに思います。</p> <p>そして、計画の別表がなかったということでございますが、ちょっと私も今確認ができませんので、もしなかったのであれば、おわび申し上げたい。後ほどまた私も確認をしたいというふうに思います。</p> <p>それから施設の満足度調査ということでございますけれども、この計画の中で満足度調査というよりも、それはたぶん総合計画だとか、そういうようなものの中で、別途住みやすさ、満足度調査というものをやるべきなのかなというふうに思います。たぶんこの公共施設だけの満足度ということよりも、真狩村の全体の生活圏の中で住みやすさ、満足感があるかと、その中に施設の利用も出てくるのかもしれないし、そのような形でやるべきかなというふうに思っております。</p> <p>そしてあと公営住宅のことでございますが、これはちょっと私をはっきり、違うかもしれませんが、一応今公営住宅につきましては、村の方で除雪をさせていただいているところでございます。際まできれいに出すようなことではありませんが、それにつきましては、村の方で重機で今除雪をさせていただいているところでございますので、どのような状況のお年寄りがどういうふうに身体的に住んでいるのかというのは、これは社協の除雪サービスもございますから、社協と住民課とタイアップして、どのような状況のどのような人がいるのかということをおあれしていきたいというふうに思っております。</p> <p>それから社協のボイラー、それから社協の利用度が高いということでございますけれども、これは確かに社協の利用度が高いというのは認めますし、学童とかそういうのがありますので。ただ、今回の予算の中でもたしかポンプ2台取り替えると、そういうようなことでちょっとやっていかせてもらっていると。本当は取り替えればよろしいのですが、そういうような感じで、他の不具合の部分も、もしかしたらそういうところがたくさん見受けられるのかもしれませんが、それにつきましても指定管理を受けている社協の方と十分協議しながら決めていきたいというふうに思っております。</p> <p>施設管理で至らないところは、他のところからもいろいろ言われておりますので、できる限り予算が許す限りやっついていかないとならない項目だという認識をしておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 1 番</p>	<p>大平慎一郎君</p> <p>私これで止めると言ったのが、また質問になって申し訳ございません。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	(大平慎一郎)	<p>今村長の答弁を聞いて、ちょっとまたお話をさせていただければと思っております。</p> <p>まず1点目、公営住宅の関係の除雪とか、あと社協の関係についての部分については、これをやってくださいということではなくて、例えば、例えての話で、住民の声、利用者の声、使用している者の声、満足度を聞いてくださいということの例えで、これの個々の回答をいただきたいということではなかったということ、それを御理解いただければなど。例えている部分でございます。申し訳ありません。ちょっと私の説明が足りなかったのかもしれませんが。そういうことで、実際に個別計画の中にそういうようなものを反映させることができないのかということ。</p> <p>ただ、そこで村長がその前にお話した中で、それはたぶんこの計画の中ではできないですよというようなニュアンスで、それは全体の中で、総合計画の中でという、そういうことでした。そうすると、個々の施設、個々に利用している者、個々の部分についての満足度、利用度というのは、具体的に聞けない。薄まってしまうような気がするのです。やはり、せっかくの計画ですから、せっかくの計画を立てる上において、見直しを繰り返していくのであるならば、職員がみんな施設の点検をするのですよね。それと同様に利用者なり使用している者なり、そういうものの利用に係る調査。どこかこういう不具合、こうなったらいい、これについては不満だというものを聞かなければ、今旧態依然とした、この屋根が雨漏りしますよ、直すだけではなくて、もう少しやっぱり、せっかくやるのであるならば、利用者の満足する、付加価値を高めるような改修、修繕計画にしてもらいたいなどということでお話をさせていただいたところでございますけれども、実際にそれについては再度村長にお願いしたいと思います。せっかくの計画です。せっかくの計画の中で、重要度を調べます。劣化度も調べます。当然その利用者がいます。利用者の満足度、不満足度も、せっかく毎年点検して、そして見直しも何年かに一度かけるのであるならば、そういう声も聞くような方向で優先順位を決めるということにさせていただければと思っております。よろしくお願いたします。</p> <p>(岩原村長「ちょっと打合せしていいですか。」)</p>
13 : 51	議 長 (佐伯秀範)	暫時休憩します。
13 : 52	〃	休憩を解き、会議を再開します。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 6	議 長 (佐伯秀範)	答弁 岩原村長
	村 長 (岩原清一)	ちょっと、満足度・不便度というようなことですが、要は不自由している部分につきましては把握できるようなもの、それからそういうような状況を聴取できるような体制を作っていくかといけないのかなということだと思いますので、先ほどとちょっと同じ答えになりますが、今後内部で検討させていただきたいというふうに思います。
	議 長 (佐伯秀範)	これで大平慎一郎君の一般質問を終わります。 以上で、一般質問を終わります。
	〃	<p>日程 6</p> <p>認定第1号 令和4年度 真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第2号 令和4年度 真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第3号 令和4年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第4号 令和4年度 真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第5号 令和4年度 真狩村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第6号 令和4年度 真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、一括して議題とします。</p> <p>認定第1号から認定第6号までについては、令和5年第3回真狩村議会定例会において、決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、決算特別委員長の安藤義明君より報告を求めます。</p> <p>安藤義明君</p>
	決 算 特 別 委 員 長 (安藤義明)	<p>決算特別委員会の審査報告をさせていただきます。</p> <p>令和5年第3回真狩村議会定例会において、決算特別委員会に付託された、認定第1号 令和4年度真狩村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第6号 令和4年度真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで6件の事件について、11月6日から7日までの2日間にわたり決算特別委員会を開催し、審査を行いましたので、その審査結果について報告します。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 7	議 長 (佐伯秀範)	<p>決算特別委員会に付託された事件、認定第1号 令和4年度真狩村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第6号 令和4年度真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6件は、慎重な審査の結果、委員会審査報告書のとおり、全て認定するものと決定しましたことを、会議規則第77条の規定により報告させていただきます。</p> <p>ただいま委員長報告が終わりましたが、本案については質疑及び討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案については、質疑及び討論を省略し採決することに決定いたしました。</p>
	〃	<p>これから認定第1号から認定第6号までについてを一括して採決します。 この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。 この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 したがって、認定第1号から認定第6号までについては、認定することに決定しました。</p>
	〃	<p>日程 7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度 真狩村一般会計補正予算（第8号））を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。 令和5年12月14日提出</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページをお開きください。 専決処分書となっております。令和5年11月24日に専決処分をいたしました。 次のページ以降より、専決処分した補正予算につきまして説明をいたします。</p> <p>令和5年度 真狩村一般会計補正予算（第8号） 令和5年度 真狩村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。</p> <p>（歳入歳出予算の補正）</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,233万6千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年11月24日専決 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。 3款、2項、2目、10節 需用費、施設等維持修繕64万9千円の追加です。まさか保育所の火災発生時に警報と避難誘導を行うための非常用放送設備が経年劣化により故障しましたが、昭和58年製の機器で交換部品がなく修理不能なため、本体一式の取替修繕を行うもので、生命を守る機器で緊急を要するため、専決処分いたしました。 歳出合計、補正前の額27億9,168万7千円、補正額64万9千円の追加、補正後の額27億9,233万6千円となるものでございます。 次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。 19款、1項、1目、1節 前年度繰越金、64万9千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加いたしました。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、2,388万6千円となります。 歳入合計、補正前の額27億9,168万7千円、補正額64万9千円の追加、補正後の額27億9,233万6千円となるものです。 以上、御承認のほどよろしく願いいたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 8	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算(第 8 号))を採決します。 お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算(第 8 号))は、承認することに決定しました。
	〃	日程 8 議案第 1 号 真狩村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 1 号 真狩村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について 真狩村簡易水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。 令和 5 年 12 月 14 日提出 真狩村長 岩原清一 次のページ以降が制定条例本文になっております。 提案理由につきましては、簡易水道事業及び公共下水道事業について、

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>総務大臣通知により、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、公営企業会計への移行が求められております。このことを受けて、当村におきましても、経営資産等の状況を的確に把握し、安定した事業運営を行うため、令和3年度から資産の調査及び評価に取り組み、システム導入等、準備が整ったことから、令和6年度より、地方公営法を適用することとし、本条例を新たに制定するものでございます。</p> <p>条例は11条建ての構成となっており、第1条は、簡易水道事業設置の目的を規定しております。</p> <p>第2条は、「地方公営企業法」以下法と呼ばさせていただきますけれども、法の適用方法については、一部適用の財務規定等を適用することを規定するものでございます。</p> <p>第3条は、経営の基本として、運営の在り方や給水人口、給水量を事業の規模として規定するものです。</p> <p>第4条は、法に基づき予算で定めなければならない重要な資産の取得及び処分は、予定価格が1,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡、土地については1件5,000㎡以上とするを規定するものでございます。また、金額、面積については、法の施行令を参考に定めております。</p> <p>第5条は、職員の与えた損害が避けることのできない事故や、やむを得ない事情によるものであると認めるときの賠償責任を免除することについて、賠償額が10万円以上の場合には、議会の同意が必要となることを規定するものです。また、金額については、平均的な基準額として定めております。</p> <p>次のページの第6条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等については、地方自治法の適用除外となることから条例で定めるもので、負担付きの寄附等については、10万円以上のもの、法律上の義務に属する損害賠償については、100万円以上のもとするを規定するものです。また、金額については、近隣町村の設定額や村長の委任専決事項の指定の額を参考に定めております。</p> <p>第7条は、一部適用の財務規定等を適用する場合は、村長が行う権限のうち出納その他の会計事務及び決算を会計管理者に行わせることができるため、会計事務が円滑に行われるよう、第1号から第8号までの事務は、これまでどおり、会計管理者が行うことを規定しております。</p> <p>第8条は、業務状況説明書類の作成については、毎年度、少なくとも2回の経営状況を公表することが義務付けられており、その内容を規定</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>するものでございます。</p> <p>次のページの第9条は、事業利益のうち欠損金をうめた後の補填残額があるときは、減債積立金や利益積立金として積み立てる方法や積立金の使途目的、議決を経た場合は、目的外使用ができることなどについて、規定しております。</p> <p>次のページの第10条は、資本剰余金の積立て、処分の方法について、規定しております。</p> <p>第11条は、欠損の処理について、欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめ、なお残額があるときは、翌事業年度への繰越し、又は資本剰余金をもってうめることができることを規定しております。</p> <p>次のページの附則として、第1条は、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。第2条は、本条例の制定により真狩村簡易水道設置条例は廃止するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第1号 真狩村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号 真狩村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定につい</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 9	議 長 (佐伯秀範)	ては、原案のとおり可決されました。 日程 9 議案第 2 号 真狩村公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 2 号 真狩村公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について 真狩村公共下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。 令和 5 年 12 月 14 日提出 真狩村長 岩原清一 次のページ以降が制定条例本文になっております。 提案理由につきましては、議案第 1 号で説明したとおり、来年度から公営企業会計に移行する公共下水道事業について、地方公営企業法の適用にあたり、本条例を新たに制定するものでございます。 条例は 11 条建ての構成となっており、条文については、簡易水道事業か公共下水道事業かの違いはありますが、議案第 1 号で説明した内容とほぼ同じ条文となっております。 多少違う条文としては、第 3 条は、経営の基本として、運営の在り方や事業の名称、区域等、面積及び計画人口及び処理施設の名称、位置等を事業の規模として規定するものでございます。 その他の条文については、全く同じでありますので、説明は省かせていただきます。 最後のページの附則として、第 1 条は、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。第 2 条は、本条例の制定により、真狩村下水道設置条例は廃止するものです。 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 10	議 長 (佐伯秀範)	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第2号 真狩村公共下水道事業の設置等に関する条例の 制定についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませ んか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第2号 真狩村公共下水道事業の設置等に関する条例の制定につ いては、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 10 議案第3号 簡易水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の 廃止についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第3号 簡易水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の 廃止について 簡易水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を別紙のとおり 廃止する。 令和5年12月14日提出 真狩村長 岩原清一 この条例の廃止の理由につきましては、本条例については、簡易水道 事業の円滑かつ効率的な運営をはかることを目的に昭和39年3月13日 に設置されました。来年度の地方公営企業法の適用に伴い、条例の改正 か廃止が必要となりますけれども、現時点での基金残高は、20万円とな

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>っておりますが、一般会計からの繰入金で運営している状況のため、平成 11 年度から運用実績がなく、今後も活用する予定がないため、廃止するものでございます。なお、基金残高の処分については、基金繰入金に係る補正予算措置により施設等維持修繕費へ充当いたします。</p> <p>最後のページの附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 3 号 簡易水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号 簡易水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。</p>
日程 11	〃	<p>日程 11</p> <p>議案第 4 号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船敏行)	<p>議案第 4 号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について</p> <p>真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和 5 年 12 月 14 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の 1 ページをお開きください。</p> <p>この度の条例改正は、令和 5 年人事院勧告に準じて行うもので、2 条建ての改正条文となっており、期末手当の支給に関する条項の改定となっています。</p> <p>第 1 条関係では、第 4 条第 2 項において、議会議員の期末手当を 0.1 か月引き上げ、年間支給月数を 4.4 か月から 4.5 か月とするものでございます。6 月分は既に「100 分の 220」で支給されておりますので、12 月支給分で調整を図るため、改正前「100 分の 220」を改正後「100 分の 230」に改定するものです。</p> <p>第 2 条関係では、今申し上げた改正した第 4 条第 2 項において、改正前は支給率が「100 分の 230」とあるのを来年度から 6 月と 12 月の支給率を同じ割合にするため、改正後では、支給率を「100 分の 225」に改定するものです。</p> <p>附則として、第 1 条では、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項では、第 1 条の規定による改正後の条例の規定は、12 月支給の期末手当の支給基準日である令和 5 年 12 月 1 日から適用する。第 2 条では、改正前の条例により既に支給された 6 月の期末手当は、改正後の条例で支給される期末手当の内払いとみなすことを規定しております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 12	議 長 (佐伯秀範)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第4号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第4号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 12 議案第5号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第5号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和5年12月14日提出 真狩村長 岩原清一 次のページが改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、そちらの1ページをお開きください。 この条例改正も令和5年人事院勧告に準じて行うもので、2条建ての改正条文となっており、期末手当の支給に関する条項の改定となっております。 第1条、第2条関係は、第3条の2第1項を改正するものとなっております、改正内容につきましては、議案第4号と同様の改正理由及び改正内

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範)	<p>容、そして施行日などとなっておりますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第5号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第5号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p>
日程 13	〃	<p>日程 13</p> <p>議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <p>職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和5年12月14日提出</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、そちらの1ページをお開きください。</p> <p>この条例改正も令和5年人事院勧告に準じて行うもので、2条建ての改正条文となっており、行政職給料表及び期末・勤勉手当の支給に関する条項の改定となっております。</p> <p>第1条関係では、職員の期末・勤勉手当の合計の年間支給月数を4.4か月から4.5か月に、また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の期末手当と勤勉手当の合計の年間支給月数を2.3か月から2.35か月にするもので、第17条第2項において、職員の期末手当は、6月分は既に「100分の120」で支給されておりますので、12月支給分で調整を図るため、改正前「100分の120」を改正後「100分の125」と0.05か月引き上げる改定となります。</p> <p>また、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の支給分を規定しており、6月分は既に「100分の67.5」で支給されておりますので、12月支給分で調整を図るため、改正前「100分の67.5」を改正後「100分の70」と0.025か月引き上げる改定となります。</p> <p>2ページの第17条の2第2項第1号において、職員の勤勉手当は、6月分は既に「100分の100」で支給されておりますので、12月支給分で調整を図るため、改正前「100分の100」を改正後「100分の105」と0.05か月引き上げる改定となります。</p> <p>また、第2号は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の支給分を規定しており、6月分は既に「100分の47.5」で支給されておりますので、12月支給分で調整を図るため、改正前「100分の47.5」を改正後「100分の50」と0.025か月引き上げる改定となります。</p> <p>別表第1の給与表に関しては、2ページから7ページに示してありますけれども、大卒の初任給を5.9%の11,000円、高卒を7.8%の12,000円引き上げ、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引き上げ改定がされ、1級については5.2%、2級については2.8%、3級については1.0%、4級が0.4%、5級以上が0.3%の引き上げとなっております。</p> <p>7ページをお開き下さい。</p> <p>第2条関係では、先ほど改正した期末・勤勉手当の支給率について、来年度から6月と12月の支給率を同じ割合にするため、期末手当は、第17条第2項において、改正前は支給率が「100分の125」とあるのを改正後では、支給率を「100分の122.5」に、8ページの第3項は、定年前</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の支給分を改正前は支給率が「100分の70」とあるのを改正後では、支給率を「100分の68.75」に改定するものです。</p> <p>勤勉手当は、第17条の2第2項第1号において、改正前は支給率が「100分の105」とあるのを改正後では、支給率を「100分の102.5」に、第2号は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の支給分を改正前は支給率が「100分の50」とあるのを改正後では、支給率を「100分の48.75」に改定するものです。</p> <p>9ページの附則として、第1条では、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。第2項では、第1条関係の行政職給料表の改正については、令和5年4月1日に遡及して適用する。第2条では、改正前の条例により既に支給された6月の期末・勤勉手当は、改正後の条例で支給された期末・勤勉手当の内払いとみなすことを規定しております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 14	議 長 (佐伯秀範)	<p>議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程 1 4</p> <p>議案第 7 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第 7 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和 5 年 12 月 14 日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、そちらの 1 ページをお開きください。</p> <p>この条例改正は、令和 5 年人事院勧告に準じる部分及び北海道の最低賃金の改定に伴い行うものです。</p> <p>会計年度任用職員の給料は、職種及び経験年数により職員の行政職給料表の 1 級及び 2 級の 60 号俸までを使用し格付けして支給しておりますが、10 月 1 日に北海道の最低賃金が 40 円引き上げられ時給 960 円となり、行政職給料表の 1 級 1 号給から 6 号給までの報酬が支給されている職員については、最低賃金以下となりますが、今回の人事院勧告に準じて行った給与改定後の行政職給料表においては、最低賃金を上回ります。</p> <p>したがって、基本的には、人事院勧告により給料表の改定があった場合の会計年度任用職員の給料表の改定は、翌年度の 4 月 1 日としておりますが、これらの理由により改定後における報酬を 10 月に遡って支給するよう改正するものでございます。</p> <p>別表第 1 の給料表に関しては、1 ページから 3 ページに示してありますが、先ほど議案第 6 号で説明した職員の行政職給料表の 1、2 級の 60 号俸までの改正と同じ内容となります。</p> <p>3 ページの附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 10 月 1 日から適用することを規定しております。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第7号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第7号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
日程 15	〃	日程 15 議案第8号 真狩村特別会計条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第8号 真狩村特別会計条例の一部改正について 真狩村特別会計条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和5年12月14日提出 真狩村長 岩原清一

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>次のページは改正本文となっており、新旧対照表により説明させていただきますので、そちらの1ページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、真狩村簡易水道事業及び真狩村公共下水道事業については、地方公営企業法の財務適用へ移行することにより、特別会計条例から削除等を行うものです。該当する条例第1条第1項第2号及び第3号を削除し、第2条を削るものでございます。</p> <p>附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第8号 真狩村特別会計条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第8号 真狩村特別会計条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p>
日程 16	〃	<p>日程 16</p> <p>議案第9号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>副村長 長船君</p> <p>議案第9号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について 真狩村国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和5年12月14日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、1ページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、関係政令の整備等に関する政令が施行され、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、国民健康保険税において、出産予定の被保険者に係る保険料の軽減措置が新設されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>新設される第22条第3項は、世帯に出産する予定又は出産した被保険者がいる場合は、世帯主に対して賦課する保険料の所得割額及び被保険者均等割額から、単胎妊娠の場合は、出産予定月の前1か月から4か月分を減額し、多胎妊娠の場合は、出産予定月の前3か月から6か月分を減額するよう規定するものです。</p> <p>3ページの第23条の3は、減額の対象となる出産被保険者に関する届出について、規定するものです。</p> <p>4ページの附則として、第1項は、この条例は、令和6年1月1日から施行する。第2項は、経過措置を規定しており、改正後の規定は、具体的には、令和5年11月1日以降に出産した又は出産予定の被保険者に適用することになります。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐 伯 秀 範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		討論はありませんか。(なし)
	議 長 (佐伯秀範)	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第9号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第9号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
14:38	〃	ここで休憩といたします。 2時55分まで休憩といたします。
14:55	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
日程17	〃	日程 17 議案第10号 真狩村手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第10号 真狩村手数料徴収条例の一部改正について 真狩村手数料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和5年12月14日提出 真狩村長 岩原清一 次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、そちらの1ページをお開きください。 改正理由につきましては、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るための略称「デジタル手続法」に基づき、行政機関等が電子的に戸籍記録事項の証明情報を確認で

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>きる戸籍電子証明書を発行することで、戸籍抄本等の添付を求める行政手続における添付書類の省略を実現するため、令和6年3月以降、戸籍情報連携の仕組みが整備されることを背景に「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が一部改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>別表第2、戸籍に関するものについての改正となります。内容としては、改正前の番号1から7までについては、番号の変更と事務の名称が詳細な表記に改正されますが、手数料の改定はありません。改正前の番号1は改正後の番号1に、番号2が、2ページの改正後の番号4に、番号3が改正後の1ページの番号2に、番号4が2ページの改正後の番号5に、番号5が4ページの改正後の番号7に、番号6が4ページの改正後の番号7の額の附則の部分に、番号7が4ページの改正後の番号8になります。</p> <p>また、新規追加事務として、1ページの改正後の番号3は、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務で手数料が400円、3ページの番号6は、除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務で手数料が700円となります。</p> <p>4ページの附則として、この条例は、令和6年3月1日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第10号 真狩村手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 18	議 長 (佐伯秀範)	<p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 10 号 真狩村手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>日程 18</p> <p>議案第 11 号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> <p>議案第 11 号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和 5 年 12 月 14 日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、1 ページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則」の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>改正点につきましては、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準となる内閣府令第 6 条第 2 項の規定を適用する場合の読み替え規定である条例第 35 条第 3 項及び 2 ページの第 36 条第 3 項の読替内容が一部見直されたことにより、それぞれの下線の部分を改正するものです。</p> <p>附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 19	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 11 号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 11 号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 19 議案第 12 号 令和 5 年度真狩村一般会計補正予算(第 9 号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 12 号 令和 5 年度真狩村一般会計補正予算(第 9 号) 令和 5 年度真狩村一般会計補正予算(第 9 号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,414 万 5 千円を追

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 7,648 万 1 千円とする。</p> <p>第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>(繰越明許費)</p> <p>第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。</p> <p>(債務負担行為の補正)</p> <p>第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。</p> <p>(地方債の補正)</p> <p>第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。</p> <p>令和 5 年 12 月 14 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明いたしますので、14 ページをお開きください。</p> <p>1 款、1 項、1 目、3 節 職員手当等、議員期末手当 11 万 2 千円の減額です。人事院勧告に準じて行った給与改定による部分と本年度の議員改選に伴い 6 月の手当において、在職期間の状況により支給率が減となった議員がいたことから総じて減額になるものです。</p> <p>9 節 交際費、議長交際費 5 万円の追加です。コロナ感染症の 5 類移行により、会合等が通常開催に戻ったことから予算に不足が生じるため追加するものです。</p> <p>2 款、1 項、1 目、総務系の会計年度任用職員について、1 節 報酬 40 万 2 千円の追加、3 節 職員手当等 9 千円の追加、4 節 共済費 19 万 2 千円の追加、15 ページの 18 節 負担金、補助及び交付金、福祉協会負担金 1 千円の追加につきましては、議案第 7 号で説明したとおり人事院勧告に準じる部分及び北海道の最低賃金の改定に伴い追加するものですが、報酬については、併せて各種会議等の開催の増加に伴う村長車の運転業務に係る時間外手当の増額分も含んでおります。</p> <p>なお、各課等で採用している会計年度任用職員についても、それぞれ補正予算が出てきますが、同じ理由となりますので、以後説明は省かせていただきます。</p> <p>9 節 交際費、村長交際費 20 万円の追加です。コロナ感染症の 5 類移行により、会合等が通常開催に戻ったことから予算に不足が生じるため</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>追加するものです。</p> <p>15 ページの 10 節 需用費 28 万 7 千円の追加です。内訳として、ガソリン 15 万 7 千円の追加です。公用車の燃料費の追加となりますが、他の科目においても車両や施設の燃料であるガソリン、軽油、重油について、追加補正がありますが、理由は原油価格の高騰によるものでありまして、箇所ごとの説明につきましては省かせていただきます。機械器具等修繕費 3 万円の追加です。防災無線アンテナの修繕の増加によるものです。車両修繕 10 万円の追加です。公用車の車検に係る車両修繕料の増加によるものです。</p> <p>3 目、10 節 需用費 76 万 4 千円の追加です。内訳として、電気料 50 万円の追加です。庁舎や村で管理している集会所の電気料の追加となりますが、他の科目においても施設等の電気料について、追加補正がありますが、理由は電気料金の値上げによるものでありまして、箇所ごとの説明につきましては省かせていただきます。施設等維持修繕 26 万 4 千円の追加です。村有住宅のボイラー修理の増加によるものでございます。</p> <p>4 目、24 節 積立金、森林環境譲与税基金積立金 33 万円の減額です。このあと説明する民生費の出産祝品の財源に充当しておりますが、対象者が予定より増加したことにより経費が増えたことから、その分積立金を減額するものです。</p> <p>5 目、10 節 需用費、16 ページの防犯灯修繕 20 万円の追加です。電球の寿命による LED への交換等の増加によるものでございます。</p> <p>7 目、18 節 負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金 124 万 7 千円の追加です。行政システムを各種制度に対応させるための改修費用を負担するものでございます。</p> <p>8 目、10 節 需用費 3 万 5 千円の追加です。内訳として、消耗品費 5 千円の追加、印刷製本費 3 万円の追加です。</p> <p>11 節 役務費 42 万 6 千円の追加です。内訳として、通信運搬費 29 万 6 千円の追加、口座振替手数料 13 万円の追加です。</p> <p>18 節 負担金、補助及び交付金 1,523 万円の追加です。内訳として、医療施設等エネルギー高騰対策事業補助金 100 万円の追加、電気料高騰対策支援給付金 1,015 万円の追加、子育て応援給付金 408 万円の追加です。</p> <p>これらの補正につきましては、国が実施するエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援するための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、以下臨時交付金と呼ばせていただきますが、これを活用して、村民等の負担軽減を図るための事業を</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>実施するもので、村内の医療・社会福祉等の事業者に20万円、入院、入所施設を有している場合は60万円の補助、村民全世帯には、電気料の半年分の上昇相当分の1万円を給付、18歳以下の被扶養者を有する子育て世帯には、1人1万5千円を給付するための予算措置となります。それに対する補助金・給付金、申請等に係る消耗品、返信用封筒、送付、振込手数料等の経費を追加するものです。</p> <p>3項、1目、17ページの18節 負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金165万2千円の追加です。9月に補正した戸籍及び戸籍附票システムの振り仮名対応に係る分の額の確定による減額分とマイナンバーカードへの氏名の振り仮名・ローマ字対応に係る費用の追加分により総じて追加となるものでございます。また、9月補正時には、財源を一般財源としておりましたが、国の補助対象となることから、その部分の財源更正も含めて、全額国の補助金を充当しております。</p> <p>5項、1目、1節 報酬、統計調査員・指導員報酬2万2千円の追加です。北海道最低賃金の改定によるものでございます。</p> <p>3款、1項、1目、1節 報酬、福祉係臨時職員報酬15万円の追加です。</p> <p>10節 需用費、消耗品費19万6千円の追加です。11節 役務費8万7千円の追加です。内訳として、通信運搬費5万4千円の追加、口座振込手数料3万3千円の追加です。18ページの18節 負担金、補助及び交付金2,107万8千円の追加のうち、北海道自治体情報システム協議会負担金19万8千円の追加、低所得世帯支援給付金2,100万円の追加です。</p> <p>これらの補正につきましても、臨時交付金を活用して、低所得世帯へ給付金を給付するための予算措置となります。支給対象者は、本年12月1日に世帯全員の令和5年度分市町村民税均等割額が非課税で扶養控除になっていない世帯で、1世帯7万円を支給するもので300世帯を見込んでおります。それと、これらの事務費として、事務を補うための報酬、コピー機等の消耗品、申請書等の送付、給付金の振込、給付金の給付に伴うシステムの改修等の経費を追加するものです。</p> <p>12節 委託料、保健福祉センター指定管理料119万5千円の追加です。燃料費の高騰分及びボイラーの修繕費の増額により追加するものです。</p> <p>18節 負担金、補助及び交付金のうち、真狩村遺族会運営事業補助金12万円の減額です。遺族会が解散し不交付となったため減額するものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>19 節 扶助費、福祉灯油等助成金 150 万円の追加です。灯油価格等の上昇に対し、生活に影響が大きい高齢者世帯等に冬季暖房費用の一部を助成するもので、助成額は 1 世帯当たり上限 1 万円で 150 世帯を見込み予算措置をしております。</p> <p>27 節 繰出金 57 万 1 千円の追加です。国民健康保険事業特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加するものです。</p> <p>3 目、7 節 報償費、満百歳祝金 10 万円の減額です。予定していた対象者の減少により減額するものです。</p> <p>6 目、19 節 扶助費 206 万 4 千円の追加です。内訳として、重度心身障害者医療扶助費 30 万円の追加、19 ページのひとり親家庭等医療扶助費 46 万 4 千円の追加、乳幼児等医療扶助費 130 万円の追加です。予定より通院者の増加や入院による負担増により追加するものです。</p> <p>8 目、27 節 繰出金 104 万 8 千円の減額です。後期高齢者医療特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため減額するものです。</p> <p>9 目、1 節 報酬、介護係パートタイム調理員報酬 1 万円の追加です。</p> <p>2 項、1 目、7 節 報償費、出産祝品 33 万 1 千円の追加です。出生者が予定より増加したためでございます。</p> <p>12 節 委託料、子育て短期支援利用事業委託 6 万 8 千円の追加です。対象となる子供の施設の利用日数が増加したため追加するものです。</p> <p>2 目、保育所の会計年度任用職員について、1 節 報酬 80 万円追加です。内訳は、20 ページのとおりですが、報酬の改定及びフルタイム職員の退職によりパートタイム職員で対応したため追加するものです。</p> <p>10 節 需用費、保育所の灯油 19 万 5 千円の追加です。</p> <p>3 目、19 節 扶助費、児童手当 91 万円の追加です。予定より受給者が増えたため、追加するものです。</p> <p>5 目、子育て支援センターの会計年度任用職員について、1 節 報酬 95 万 3 千円の減額、3 節 職員手当等 11 万 9 千円の減額、4 節 共済費 26 万 6 千円の減額、8 節 旅費 14 万 9 千円の減額。1 名採用を予定し公募しましたが、応募がなく、代替職員での対応となったため減額するものです。</p> <p>21 ページの 10 節 需用費、子育て支援センターの灯油 5 万円の追加です。</p> <p>4 款、1 項、1 目、臨時管理栄養士について、1 節 報酬 124 万 1 千円の減額、3 節 職員手当等 4 万 3 千円の減額、4 節 共済費 19 万 3 千円の減額、8 節 旅費 2 千円の追加です。1 名採用を予定し公募しましたが、応募がなく、代替職員で対応となったためでございます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>2 目、保健係の会計年度任用職員について、1 節 報酬 5 万 1 千円追加、22 ページの 3 節 職員手当等 5 千円の追加、4 節 共済費 1 万 2 千円の追加です。</p> <p>12 節 委託料、新型コロナワクチン接種委託 64 万 1 千円の減額です。春夏接種の実績により減額となります。</p> <p>18 節 負担金, 補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金 5 万 1 千円の追加です。新型コロナワクチン接種業務に係るシステム改修に係る経費を負担するものです。</p> <p>19 節 扶助費、予防接種実施扶助費 10 万 9 千円の追加です。村外の医療機関で予防接種を実施した人が予定より増加したため追加するものです。</p> <p>4 目、母子衛生費に係る会計年度任用職員について、1 節 報酬 5 千円の追加です。</p> <p>23 ページの 12 節 委託料 45 万 5 千円の追加です。記載の五つの委託について、いずれも妊産婦等の増により受診者が予定より増加したため追加するものです。</p> <p>18 節 負担金, 補助及び交付金、出産・子育て応援交付金 35 万円の追加です。出産及び妊娠者が予定より増加したため追加するものです。</p> <p>2 項、3 目、最終処分場の会計年度任用職員について、1 節 報酬 5 万 2 千円の追加、3 節 職員手当等 4 千円の追加です。</p> <p>6 款、24 ページの 1 項、4 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 9 万 2 千円の追加です。内訳として、営農用水貯蔵タンク設置事業補助金 44 万 8 千円の減額です。事業要望者が事情により申請しなかったため減額するものです。持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金 54 万円の追加です。需要の高い作物の増産を図るため、てん菜の一部を需要の高い豆類などに転換する取組に対する支援となりますが、1 経営体が事業採択となったため、追加するものです。</p> <p>また、財源更正がありまして、当初予算において、化学肥料価格高騰対策支援事業補助金 200 万円を一般財源で措置しておりましたが、臨時交付金をその財源に充当することとし、国道支出金を 200 万円増額し、その分一般財源を減額するものでございます。</p> <p>8 目、建設課の耕地係の会計年度任用職員について、1 節 報酬 5 万 3 千円の追加です。</p> <p>7 款、1 項、2 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、産業祭り運営事業補助金 42 万円の追加です。4 年ぶりの開催となりましたが、久しぶりの開催ということもあり通常時より入込が減少し、当初見込んでいた芋掘</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>り収入が大幅に減額となったことなどが要因で実行委員会の会計が収支不足となってしまいました。不足分を村の補助金を増額して対応させていただきたく、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>8 款、2 項、2 目、道路管理の会計年度任用職員について、25 ページの 3 節 職員手当等 6 千円の追加、4 節 共済費 6 万 7 千円の追加です。</p> <p>12 節 委託料、村道河川等維持補修委託料 110 万円の追加です。大雨の影響により村道の側溝清掃委託の箇所数が例年より増えたため追加するものです。</p> <p>3 目、10 節 需用費、機械器具等修繕 80 万円の追加です。除雪トラックのブレーキが故障したため修繕費を追加するものです。</p> <p>3 項、1 目、1 節 報酬、入居選考委員会報酬 4 万 2 千円の追加です。村営住宅の入居促進を図るため、選考委員会の開催が増えたことにより追加するものです。</p> <p>5 項、1 目、27 節 繰出金 47 万 6 千円の追加です。公共下水道事業特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加するものです。</p> <p>26 ページの 9 款、1 項、1 目、18 節 負担金、補助及び交付金、羊蹄山ろく消防組合負担金 253 万 1 千円の減額です。人事院勧告に準じて行った給与改定による増額分はあるものの、退職手当組合負担金などの減額により総じて減額になるものです。</p> <p>10 款、1 項、2 目、1 節 報酬、教育アドバイザー報酬 1 万 4 千円の追加です。</p> <p>14 節 工事請負費、エアコン設置工事 3,190 万 9 千円の追加です。今年の夏の酷暑に対する生徒への安全対策が全道的に問題視されたことを踏まえ、来年度以降の対策として、小・中学校の普通教室、保健室等合わせて 23 台のエアコンを整備するものです。財源については、国の補助金も準備されておりますが、詳細が決定されておりますので一般財源で予算措置し、決定後に財源更正をさせていただきます。</p> <p>17 節 備品購入費、冷房機 117 万 9 千円の追加です。上記のエアコン設置工事について、夏までの完了が見込めないため、小・中・高校の保健室等に合わせて 8 台の簡易クーラーを緊急避難的対応として設置するものです。エアコン設置後においては、エアコンのない特別教室等への使用を予定しておます。財源については、国の補助金 1/2 を措置しております。</p> <p>22 節 償還金、利子及び割引料、学校情報機器償還金 1 千円の追加です。GIGA スクール構想により平成 30 年、令和元年に導入した中学校の 1 人 1 台タブレットの多くがバッテリーの不具合が生じておりますが、修</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>理不能なため、備荒資金を利用して45台分のタブレットの更新を行うものです。購入費は367万3千円となり、債務負担行為により令和9年度までの償還としており、本年度分の利子分の償還金を追加するものでございます。</p> <p>3目、スクールバスの会計年度任用職員について、27ページの1節 報酬6万2千円の追加、3節 職員手当等3千円の追加です。</p> <p>8節 旅費、普通旅費2万円の追加です。コロナ感染症の5類移行により、スポーツ少年団の大会等が通常開催に戻ったことから、送迎件数が増えたため追加するものです。</p> <p>10節 需用費、スクールバスの軽油8万円の追加です。</p> <p>2項、1目、10節 需用費、校舎の電気料30万9千円の追加です。</p> <p>3項、1目、10節 需用費、校舎の電気料35万円の追加です。</p> <p>2目、28ページの10節 需用費、施設等維持修繕21万2千円の追加です。各教室等のストーブの修繕が予定より増えたため追加するものです。</p> <p>4項、1目、高校の会計年度任用職員の養護教諭について、1節 報酬4万8千円の追加、3節 職員手当等5千円の追加、4節 共済費1千円を追加するものです。</p> <p>10節 需用費84万7千円の追加です。内訳として、校舎の灯油26万6千円の追加、車両修繕58万1千円の追加です。公用車のミッションが故障したため修繕費を追加するものです。</p> <p>18節 負担金、補助及び交付金、寮生閉寮時交通費補助事業補助金143万3千円の追加です。閉寮に伴う札幌方面への送迎の業務を行っているバス会社が倒産したため、新たに業務を担えるバス会社を選定しましたが、料金が既存の料金片道75,350円に対し、126,500円と大幅に上がり、保護者負担の上限を生徒1人当たり6万2千円とし、不足分を村が補助する仕組みとなっていることから、補助金に不足が生じるため追加するものでございます。</p> <p>4目、29ページの10節 需用費79万5千円の追加です。寮の重油43万9千円の追加、電気料35万6千円の追加です。</p> <p>5項、3目、公民館の会計年度任用職員について、1節 報酬12万4千円追加、3節 職員手当等2万円を追加するものです。</p> <p>10節 需用費130万4千円の追加です。内訳として、公民館の重油44万8千円の追加、30ページの公民館と高校の電気料80万6千円の追加です。また、施設等維持修繕5万円の追加です。公民館修繕が予定より増えたため追加するものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>6 項、1 目、10 節 需用費、給食センターの上下水道料 32 万円の追加です。夏の酷暑による衛生対策として、調理器具等の洗浄回数を増やしたことによる料金の不足分を追加するものです。</p> <p>2 目、学校開放に伴う会計年度任用職員について、1 節 報酬 1 万 2 千円の追加、3 節 職員手当等 3 千円を追加するものです。</p> <p>10 節 需用費、総合グラウンド照明の電気料 1 万 2 千円の追加です。</p> <p>18 節 負担金、補助及び交付金、全道大会等出場補助金 17 万 1 千円の追加です。「北海道中学校バレーボール選抜優勝大会」が 1 月 5 日から 7 日、芦別市で開催され、女子選手 8 名が出場いたします。引率者 2 名分も含め、その出場経費を補助するため追加するものです。</p> <p>31 ページの 12 款、1 項、1 目、2 節 給料 251 万 9 千円の減額のうち、再任用職員 8 万 1 千円の追加、3 節 職員手当等 106 万 3 千円の追加のうち、一般職の期末手当 57 万 1 千円の追加、勤勉手当 49 万 3 千円の追加、管理職手当 5 千円の追加、再任用職員の期末手当 1 万 7 千円の追加、勤勉手当 7 千円の追加、32 ページの 4 節 共済費 1 万 9 千円追加のうち、雇用保険料 6 万 9 千円の追加については、人事院勧告に準じて行った給与改定によるものでございます。</p> <p>31 ページの 2 節 給料の会計年度任用職員 260 万円の減額、3 節 職員手当等の会計年度任用職員の期末手当 32 万円の減額、32 ページの通勤手当 5 万円の減額、退職手当組合納付金 45 万円の減額、4 節 共済費の長期給付追加費用 5 万円の減額については、保育所のフルタイムの会計年度任用職員の退職によるものでございます。</p> <p>31 ページの 3 節 職員手当等の一般職の時間外勤務手当 11 万 9 千円の追加です。低所得世帯支援給付金の手続事務に係る職員の時間外手当を追加するもので、全額、国庫補助金の対象となります。</p> <p>児童手当 12 万 5 千円の追加については、支給対象者の増加によるものでございます。</p> <p>32 ページの宿日直手当 54 万 6 千円の追加です。高校の寮の宿日直手当となりますが、担当する臨時講師 1 名分を予算措置しておりましたが、もう 1 名の採用により通常の 2 名体制になったことから不足分を追加するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 27 億 9,233 万 6 千円、補正額 8,414 万 5 千円の追加、補正後の額 28 億 7,648 万 1 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、10 ページを御覧ください。</p> <p>10 款、1 項、1 目、1 節 地方交付税、普通交付税 1,225 万 4 千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>13 款、2 項、3 目、1 節 保健手数料、産後ケア事業手数料 6 千円の追加です。出生数の増により利用者が増加したため追加するものです。</p> <p>14 款、1 項、1 目、2 節 児童手当負担金 60 万 6 千円の追加です。歳出で説明した児童手当に対する国の負担金となります。</p> <p>2 目、1 節 保健事業負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 64 万 1 千円の減額です。春夏接種の実績により減額となります。</p> <p>2 項、1 目、11 ページの 4 節 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,122 万 7 千円の追加です。この秋の国の経済対策の追加分からコロナ感染症が 5 類に移行したことを踏まえ、交付金の名称が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に変更となりました。内容については、これまでどおりエネルギー・食料品価格等の物価高騰対策のため、地域経済や住民生活を支援するための交付金となりますが、歳出で説明した補助金、給付金の財源とするものでございます。</p> <p>5 節 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 606 万 3 千円の追加です。歳出で説明した戸籍及び戸籍附票システムの振り仮名及びマイナンバーカードへの氏名の振り仮名・ローマ字対応に係る費用に対する国の補助金となります。</p> <p>2 目、2 節 児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金 2 万 2 千円の追加です。歳出で説明した子育て短期支援利用事業委託に対する国の補助金となります。</p> <p>3 目、1 節 保健事業補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 11 万 9 千円の追加です。ワクチン接種の事務費に対する国の補助金となります。</p> <p>2 節 母子保健衛生費補助金 38 万 8 千円の追加です。妊産婦の増加により対象となる補助金等が追加となります。</p> <p>15 款、1 項、1 目、3 節 児童手当負担金 15 万 2 千円の追加です。歳出で説明した児童手当に対する北海道の負担金となります。</p> <p>4 節 保険基盤安定負担金 43 万 9 千円減額です。記載の三つの負担金について、いずれも額の確定による増減となります。</p> <p>12 ページの 2 項、1 目、3 節 地域づくり総合交付金 75 万円の追加です。福祉灯油等助成金に対する北海道の補助金となります。</p> <p>2 目、3 節 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費等補助金 103 万 2 千円の追加です。記載の三つの補助金について、歳出の医療給付事業費で説明した扶助費に対する北海道の補助金となります。</p> <p>4 節 児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金 2 万 2 千円の追</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>加です。歳出で説明した子育て短期支援利用事業委託に対する北海道補助金となります。</p> <p>3目、2節 母子保健衛生費補助金、出産・子育て応援交付金5万8千円の追加です。妊産婦の増加により追加となります。</p> <p>4目、1節 農業費補助金、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金54万円の追加です。歳出の農業振興対策事業費で説明した事業に対する北海道の補助金となります。</p> <p>5目、3節 義務教育費補助金、学校保健特別対策事業費補助金58万8千円の追加です。歳出の教育委員会事務局費で説明した冷房機に対する補助金となります。</p> <p>3項、1目、13ページの3節 統計調査費委託金、住宅・土地統計調査2万2千円の追加です。調査員報酬の改定により追加となります。</p> <p>19款、1項、1目、1節 前年度繰越金2,388万6千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。今回の補正により留保財源全額を予算措置いたしました。</p> <p>21款、1項、6目、1節 臨時財政対策債251万円の減額です。額の確定により減額するものです。</p> <p>歳入合計、補正前の額27億9,233万6千円、補正額8,414万5千円の追加、補正後の額28億7,648万1千円となるものです。</p> <p>次に5ページを御覧ください。第2表の繰越明許費について、次年度に繰り越して実施する事業として、10款 教育費、1項 教育総務費、事業名 学校施設エアコン設置事業、金額3,190万9千円です。事業概要については、歳出で説明したとおりですが、エアコン設置工事が、年度内までに完了する見込みがないことから繰り越すものでございます。</p> <p>次に6ページを御覧ください。第3表 債務負担行為補正について、事項は、学校情報機器端末更新事業、期間は令和6年度から令和9年度までです。限度額は償還金元利含めて368万6千円です。</p> <p>事業概要につきましては、歳出で説明したとおり北海道市町村備荒資金組合の車両・防災資機材譲渡事業資金を借入れし、中学校のタブレット45台分の更新を行うもので、償還期間が令和9年度までとなることから債務負担行為の措置についての議決をお願いするものでございます。</p> <p>次に7ページを御覧ください。第4表 地方債補正について、臨時財政対策債につきましては、先ほど説明した、補正後の額に限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がなく記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 20	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 12 号 令和 5 年度真狩村一般会計補正予算 (第 9 号) を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 12 号 令和 5 年度真狩村一般会計補正予算 (第 9 号) は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 20 議案第 13 号 令和 5 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 13 号 令和 5 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) 令和 5 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 687 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,999 万 1 千円とする。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年12月14日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、1目、18節 負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金15万4千円の追加です。議案第9号で説明した産前産後の被保険者における国民健康保険税減額に伴うシステム改修費用を負担するものでございます。</p> <p>2目、18節 負担金、補助及び交付金、後志広域連合負担金4万5千円の減額です。後志広域連合の共通経費の減額によるものでございます。</p> <p>4款、1項、1目、24節 積立金、基金積立金676万3千円の追加です。歳入の後志広域連合からの前年度の国保分賦金の還付金を積立するものでございます。</p> <p>歳出合計、補正前の額1億3,311万9千円、補正額687万2千円の追加、補正後の額1億3,999万1千円となるものでございます。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>1款、1項、1目、1節 医療給付費分現年課税分46万2千円の減額です。3款、1項、1目、1節 一般会計繰入金10万9千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため減額及び追加をするものでございます。</p> <p>2節 保険基盤安定繰入金46万2千円の追加です。内訳として、保険基盤安定繰入金133万7千円の追加、未就学児均等割保険料繰入金87万5千円の減額。本年度の負担金の額の確定によるものでございます。</p> <p>5款、2項、1目、1節 広域連合支出金、後志広域連合支出金676万3千円の追加です。前年度の国保分賦金還付金の額の確定によるものでございます。</p> <p>歳入合計、補正前の額1億3,311万9千円、補正額687万2千円の追加、補正後の額1億3,999万1千円となるものでございます。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 21	議 長 (佐伯秀範)	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 13 号 令和 5 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 13 号 令和 5 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 21 議案第 14 号 令和 5 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 14 号 令和 5 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号) 令和 5 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 104 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,508 万 4 千円とする。 第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。 令和 5 年 12 月 14 日提出

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。 2款、1項、1目、18節 負担金, 補助及び交付金、北海道後期高齢者医療広域連合保険基盤安定負担金 104万8千円の減額です。本年度の負担金の額の確定によるものでございます。</p> <p>歳出合計、補正前の額 3,613万2千円、補正額 104万8千円の減額、補正後の額 3,508万4千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>3款、1項、1目、2節 保険基盤安定繰入金 104万8千円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額するものです。</p> <p>歳入合計、補正前の額 3,613万2千円、補正額 104万8千円の減額、補正後の額 3,508万4千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第14号 令和5年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第14号 令和5年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 22	議 長 (佐伯秀範)	1号) は、原案のとおり可決されました。 日程 22 議案第 15 号 令和 5 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 15 号 令和 5 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) 令和 5 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,077 万円とする。 第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。 令和 5 年 12 月 14 日提出 真狩村長 岩原清一 それでは、歳出より説明しますので、7 ページをお開きください。 1 款、1 項、1 目、2 節 給料 19 万円の減額です。3 節 職員手当等 47 万 6 千円の減額です。内訳として、期末手当 27 万 6 千円の減額、勤勉手当 20 万円の減額です。これらについては、4 月 1 日の人事異動により職員の入れ替わりがあった部分と、人事院勧告に準じて行った給与改定による部分により総じて減額となるものでございます。 2 目、10 節 需用費、施設等維持修繕 86 万 6 千円の追加です。これまでの機械、建物の修繕や漏水工事などにより修繕費が例年より増えており、今後の突発的な修繕等に備え追加するものでございます。 歳出合計、補正前の額 1 億 5,057 万円、補正額 20 万円の追加、補正後の額 1 億 5,077 万円となるものでございます。 次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。 4 款、2 項、1 目、1 節 基金繰入金 20 万円の追加です。議案第 3 号のとおり簡易水道事業基金の廃止に伴い、基金残高を全額繰り入れ、歳出の施設等維持修繕の財源として充当するものです。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		歳入合計、補正前の額1億5,057万円、補正額20万円の追加、補正後の額1億5,077万円となるものです。 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第15号 令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第15号 令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。
日程23	〃	日程 23 議案第16号 令和5年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第16号 令和5年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) 令和5年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,184万1千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年12月14日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、2目、10節 需用費、機械器具等修繕58万8千円の追加です。これまでの機械の修繕などにより修繕費が例年より増えており、今後の突発的な修繕等に備え追加するものです。</p> <p>3目、2節 給料8万1千円の追加です。3節 職員手当等5万4千円の追加です。内訳として、期末手当2万9千円の追加、勤勉手当2万5千円の追加です。これらについては、人事院勧告に準じて行った給与改定に伴うものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額1億2,111万8千円、補正額72万3千円の追加、補正後の額1億2,184万1千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>3款、1項、1目、1節 一般会計繰入金47万6千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。</p> <p>4款、1項、1目、1節 繰越金、前年度繰越金24万7千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。今回の補正によって留保財源全額を予算措置いたしました。</p> <p>歳入合計、補正前の額1億2,111万8千円、補正額72万3千円の追加、補正後の額1億2,184万1千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願います。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>

議 事 の 経 過			
日 程	発 言 者	発 言	
日程 24	議 長 (佐伯秀範)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)	
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。	
	〃	これから議案第 16 号 令和 5 年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)	
	〃	異議なしと認めます。 議案第 16 号 令和 5 年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。	
	〃	日程 24 閉会中の所管事務調査の申出について、総務産業常任委員長及び議会運営委員長から申出があります。 これを申出のとおり認めたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なし)	
	〃	異議なしと認め、申出のとおり承認することに決定いたしました。	
	〃	お諮りします。 本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。 したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし)	
	〃	異議なしと認めます。 したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。	
	15:53 閉会	〃	これで本日の会議を閉じます。 令和 5 年第 4 回真狩村議会定例会を閉会いたします。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長 佐 伯 秀 範 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議 員 福 田 恵 子 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議 員 大 町 徹 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/>